

会 議 録

会議の名称		令和 8 年度第 1 回つくば市生活支援体制整備推進会議
開催日時		令和 8 年 7 月 2 7 日 (月) 開会 午後 1 時 30 分 閉会 午後 3 時 30 分
開催場所		つくば市役所 防災会議室 (2) (3)
事務局 (担当課)		福祉部地域包括支援課
出席者	委 員	櫻井 一美 委員、野堀 憲 委員、飯野 正 委員、 高野 裕美 委員、齊藤 仁代 委員、倉本 茂樹 委員
		第 2 層生活支援コーディネーター(つくば市社会福祉協議会) 板橋 萌々子(筑波)、大塚 建吾(大穂)、 滝本 みゆき(豊里)、櫻井 大樹(谷田部西)、 御厨 聖(谷田部東)、吉田 真一(桜)、益子 奈津子(茎崎) 筑波地域包括支援センター センター長 松原 恵子 大穂地域包括支援センター センター長 井ノ口 美樹子 豊里地域包括支援センター センター長 岩崎 学 谷田部西地域包括支援センター センター長 平林 康行 谷田部東地域包括支援センター センター長 小林 順一 桜地域包括支援センター センター長 渡辺 美恵 茎崎地域包括支援センター センター長 大塚 俊実
	事務局	相澤 幸子 課長、岡野 則子 課長補佐 市川 雅浩 係長、久保 知子 係長、飯田 恵 係長 打越 侑花 主事
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開 傍聴者数 0 人
議 題		(1) 令和 7 年度つくば市生活支援体制整備推進会議の振り返りについて (2) 福祉等専門職と地域住民の連携について
会議次第		1 開会 2 あいさつ 3 自己紹介 4 議題 (1) 令和 7 年度つくば市生活支援体制整備推進会議の振り返りについて (2) 福祉等専門職と地域住民の連携について 5 その他 6 閉会

< 審議内容 >

1 開会

進 行：つくば市生活支援体制整備推進会議を開会いたします。

本日はお忙しい中、当推進会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日進行を務めさせていただきます、つくば市地域包括支援課の飯田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、会議録の作成にあたりまして、当会議での発言内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

併せて、録音用マイクの使い方ですが、発言をされる際には、マイクのその部分を押していただいて、ランプが緑色になったことを確認してから発言をお願いいたします。

2 挨拶

進 行：開会に先立ちまして、つくば市地域包括支援課課長相澤よりご挨拶を申し上げます。

課 長：皆様こんにちは。本日は大変暑い中、令和8年度第1回つくば市生活支援体制整備事業推進会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には日頃から地域福祉分野はもとより、市政全般にわたり、ご協力ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

高齢化の進行に伴い、「一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等の増加」、「介護者の高齢化による介護の問題」など、高齢者を取り巻く環境はますます厳しくなっている中、「地域における支え合い」の重要性が日に日に高まってきております。

前回の会議では、市全域で取り組む共通課題を「見守り」と決めました。

地域における見守りは、高齢者が安心して暮らせる支え合いの重要な基盤ですが、これまで、それぞれの主体が個別に行う点の取り組みが多く、全体が見えにくいという課題があり、連携体制の強化が求められています。

皆様のお住まいの地域には、今日出席している地域包括支援センターの職員や生活支援コーディネーター、ケアマネなど、介護や福祉の専門家が多くいます。

専門家は知識や支援の方法を持ち、民生委員の方々をはじめ、地域の方々は、日々の見守りや声かけなど地域の状況にとっても詳しいという強みがあります。

この双方が力を合わせることで、困っている方に早く気づき、必要な支援に繋がられる。

地域の安心安全な暮らしを支える大切な役割を果たすことができると考えております。

本日の会議は、「福祉等専門職と地域住民の連携」をテーマとしています。

委員の皆様から忌憚のないご意見、ご助言を頂戴し、地域の見守りをより効果的で、持続可能なものにしていきたいと考えております。

今後とも皆様のご協力を賜りますようお願いいたします。

3 自己紹介

進 行：続いて、自己紹介に移ります。

なお、本日は大穂圏域の木本委員から欠席のご連絡をいただいております。

本年度は、筑波圏域の委員が、藤島委員から変更になりましたので、筑波圏域の櫻井委員に、お名前と一言ご挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

委 員：今、紹介いただきました筑波地区、民協の櫻井でございます。

藤島先生が退任されましたので、代わって私が務めることになります。よろしくお願いいたします。筑波地区は、つくば市内でも一番人口が少ない、しかしながら、高齢化が進んでおります。いろいろなところで皆さんから、ご意見をいただければありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

進 行：ありがとうございます。

それでは席順に沿って、各圏域の委員をご紹介します。

[委員・事務局自己紹介]

4 議題（協議）

進 行：議事の進行については、つくば市生活支援体制整備推進会議開催要項第4条第1項に基づいて、会議は住民主体の会議とし、市構成員及び生活支援コーディネーターが柔軟に机上進行することとなっておりますので、議題4(1)、(2)の議事進行は第一層生活支援コーディネーターの打越が行います。

なお、事前にご記入いただいた別紙3は、会議後に参考資料として回収させていただきます。

会議に入る前に、事務局から会議の公開に関する連絡事項があります。市では、市政運営の透明性の向上を図ることを目的として、市主催の懇談会等の公開に関する条例を制定し、会議の公開を行っています。

本日の会議につきましては、公開の会議とさせていただきます。

会議後、会議録を作成し、ホームページに掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

併せて、本日は活動記録のため、会議の様子を写真撮影させていただきます。

撮影した写真は、市の広報等にも活用させていただく場合がございます。

ので、撮影掲載につきましてご都合の悪い方は、事前に事務局までお申し出ください。

続きまして、次第４議題(１)、令和７年度つくば市生活支援体制整備推進会議の振り返りについて、というところから協議を始めさせていただきます。

打越からご報告させていただきます。

打越主事：本日はご多忙のところ、お集まりいただきありがとうございます。

会議の議事準備につきましても、ご協力いただき、重ねて御礼申し上げます。

それでは、議題(１)令和７年度つくば市生活支援体制整備推進会議の振り返りについて５分ほどで説明いたします。

開催通知に同封いたしました、別紙２、１ページからご覧ください。

前回会議におきましては、市全域として取り組むべき共通課題を「見守り」に決定いたしました。

現在、つくば市内には、各部署や各団体がそれぞれに実施している、「見守りに関する施策」や「見守り活動」が存在しています。

しかしながら、それが点として存在しているため、全体像が見えにくいという課題がありました。

前回、これらを１つにまとめた見守りガイドを作成してはどうかと具体的にご提案をいただきました。

このガイドを作成し、地域でどう活用していくかを検討することを通して、専門職や地域住民、そして民間企業などの多様な主体が、自分たちに何ができるかを認識し、お互いに連携できる体制を構築していく、その方針を委員の皆様と確認させていただきました。

２ページ目の下段に、課題と解決策を整理した表がございます。

表の左側から順に、１「地域特性・環境」、２「担い手の不足・高齢化」、３「制度・情報運用」、４「民間連携」の４つに整理しています。この順にポイントだけ、ご説明いたします。

まず、１。

マンションなどの都市部における訪問の難しさや、新旧住民の考え方や価値観の違いが課題として挙げられました。

これらは、「地域特性・環境」に関する課題として整理でき、各圏域の特性に応じた対応が必要となります。

引き続き、各圏域の第２層 SC を中心に協働しつつ、状況に応じて多様な主体や、一層 SC とともに連携していきます。

次に、２。

見守り活動において担い手の不足や高齢化が課題として挙げられました。

特に、特定の人への負担が集中しやすい点が論点となりました。

これらは「担い手の不足・高齢化」に関する課題として整理できます。方向性としては、「できるときにできる人がやる」という負担が偏らな

い「緩やかな見守り」を共有していくことを確認しました。
併せて、個人情報等のデリケートな課題については、現在行われている「本人同意に基づく情報共有」に加え、関係者が複数人集まる地域ケア会議などの既存の会議の活用も視野に入れながら、この緩やかな見守りのあり方について、今後も一層協議体で考察を深めてまいります。
続いて 3。

情報が縦割りで分散している状況も早期介入の難しさや、関係者間の円滑な連携を妨げる要因となっています。

これらは、「制度・情報運用」に関する課題として整理できます。

対応としては、まず一層の SC が中心となり、情報共有を統合的に進めるための「見守りガイド」の作成準備を進めます。

このガイドを通じて、早期に必要な支援に繋がりやすくなる仕組みを目指します。

さらに、単にガイドを製作するだけでなく、専門職と地域住民の連携の仕方について、検討を深める機会として、地域包括支援センター職員やケアマネジャーなどの福祉等専門職と地域住民の連携の協議に取り組んでまいります。

最後に、4。

コンビニや配達事業者、民間スペースの活用など、多様な主体との連携の模索が課題として挙げられました。

これらは、「民間連携」に関する課題として整理できます。

対応としては、現在、市で実施している認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業や見守り協定について再確認し、その上で、今後の進め方について検討していきます。

最後に、こうした前回までの議論を踏まえた本日の位置付けと今後のスケジュールについてです。先ほどの「制度・情報運用」の整理とも関わりますが、見守りガイドを作成して終わりではなく、地域で実際に活用し、必要な支援に繋がる形にしていくことが重要となります。

本日は、見守りガイドを「作って終わり」にせず、地域で実際に使える形にするために、地域包括支援センター、ケアマネジャー等の福祉等専門職と、地域住民がどのように情報をつなぎ、どのように連携していくかについて協議を深めてまいります。

皆様には、事前に別紙 3 の「ご意見シート」をご用意いただいているかと思しますので、後ほどそちらをもとに、ぜひ率直なご意見をお願いいたします。ありがとうございました。

進 行：続きまして、議題(2)福祉等専門職と地域住民の連携へ移ります。

参加者の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。ここからの進行は、打越が行います。

打越主事：よろしくお願いいたします。

それでは、議題(2)福祉等専門職と地域住民の連携についての協議に入ります。

初めに、協議の進め方についてですが、事前にご記入いただいた別紙 3 をお手元にご用意ください。この質問票をもとに協議を進めます。状況に応じて、各質問につき数名、こちらから圏域や立場の偏りが出ないように順にお声掛けいたしますが、どうぞ率直にご意見をお願いします。

福祉等専門職と地域住民の連携について、各圏域の状況を共有し、参考になる工夫や連携の進め方を、それぞれの圏域に持ち帰ることを目的としています。各質問 20 分で区切り、1 2 3 と進めてまいります。

質問の 1 つ目、「連携が必要だと感じる場面」は具体的にどのような時でしょうか。

支援対象者の状況や連携が求められる場面、連携先など、ご意見のある方、よろしくお願いします。

ここでいう支援対象者というのは、民生委員さんやふれあい相談員、包括の職員や SC など、皆様が日頃、地域で関わっている高齢者のうち、様々な課題を抱えている、抱えていて支援が複雑な方など、関係者間での情報共有や役割分担など、連携が必要だと感じる場面を想定しております。いかがでしょうか。

倉本様をお願いします。

委員：私は平成 29 年から、ふれあい相談員をやらせていただいております。地域の住民を見ていると、福祉の専門職の活動内容をあまり把握されていないのではないかという気がいたします。

私はこういうふうに、役割をいただいておりますので、十分ではなくともわかっておりますが、地域の方はあまり把握していないのではないか、いざというときにバタバタする感じ、困られるのではないかと感じています。

私たちは、活動内容をもう少し何か、PR という言葉がいいのかわかりませんが、今日も随分資料を用意していただいておりますが、こういったものが地域の住民の方の手に届くような工夫をされてはいかがかなという感想を持ちます。

打越主事：ありがとうございます。

地域の方が、専門職のことは距離が遠くてなかなか理解ができていないので、連携がうまくいっておらず、うまく繋がれば連携ができるのではないかとのご意見でした。

他の圏域の皆様、いかがでしょうか。高野様、お願いします。

委員：東谷田部圏域で民生委員をさせていただいています高野と申します。先ほど荃崎の委員さんがおっしゃったように、一般の方の目線でいくと、専門職の方、「どなた」という感じになると思います。とりあえず、市役所に行けば何とかかなという、おぼろげな考えもあると思いますが、私たちは少なからず福祉に関わらせていただいている身としたら、相談を受けたときに、とりあえず包括支援センターさんに繋がれば何とかかなというぐらいの気持ちであります。

けれど、少し昔の言葉で言うと、「よろず相談屋さん」のような、問題が深刻になっているご家庭は、子供さん、障害者、高齢者、いろんな事象が絡んでいる場合が多いので、その時に、的確な相談先、繋がり先を教えていただけたところに繋がりたいというのが、尚且つ、スピード感があるとより良い訳なので、そのような方策があるといいなという希望です。そのような、気持ちを持って活動しております。まとまりませんが、意見を述べさせていただきます。

打越主事：ありがとうございます。では、豊里の野堀様お願いいたします。

委員：地域で活動している中で、今、深刻な問題になっているのが認知症関係です。

認知症で、我々が見ても「ちょっとおかしいな」と思いながらも、家族や本人は、自分がこういうような状況に陥っているのは認めないですよ。我々も専門職ではないので、認知症の症例などはわからないので、「話し方がちょっとおかしいな」ということと、「同じことを何度も繰り返すな」ということと、「受け答えがちぐはぐになっているな」というようなことぐらいでしか判断できないです。

そういう中で、我々も、もう少し認知症に対しての知識を深めていかなければ対応に当たられないし、家族に対してもどういうふうに説得して、「専門機関に行った方がいいですよ。」ということとはなかなか言えないし、家族も逆に隠したがりです。

今まで外に出ていた人が、家に閉じこもってしまう状態にだんだんなってくると、認知症がどんどん進行していくのではないかと思います。

「サロンとかに出た方がいいですよ。」と言ってもなかなか参加してくれないのが現状だと思います。ですから、我々の認知症に対しての知識、それから家族への説得、本人たちが一番自分はそう思っていないですから、そこのところが難しい課題だと思います。以上です。

打越主事：ありがとうございます。

認知症に関して、各包括支援センターの皆様も様々なケースでご対応されていると思いますが、久保係長から、よろしければお願いいたします。

久保係長：ご意見ありがとうございます。地域包括支援課の久保です。

認知症の方の受診に繋がらない場合ですが、本人が嫌だとおっしゃっている場合には、無理に連れて行くのは難しいかと思っています。

専門の先生方や、認知症に関わる専門職も、助言としてよく聞くことですが、「何で本人が嫌だと言っているのか」を専門職で関わる中で、嫌な原因を本人が納得してくだされれば、受診に繋げることができると思います。

認知症あんしんガイドブックの中に、「認知症初期集中支援チーム」の情報が載っております。受診に繋がらない人がいて、地域で困っているのであれば、先程、おっしゃっていただいたように地域包括支援センターに連絡いただければ、包括から、とよさと病院に委託しております専門

のチームに繋ぐことで、私たち市の方でもチーム員として支援の方向性を一緒に考えることを行っております。

サポート医の専門の先生方も関わってくださいますので、地域の皆さんは、どことどう連携するか、特に認知症に関しては、相談窓口を覚えて勉強いただくと、先に繋がっていくところをイメージして、ケアパスを見ていただけるといいと思います。

以上で、お答えになってますでしょうか。よろしくお願いいたします。

打越主事：ありがとうございました。

直営の包括にいる中でも、精神障害のある方、認知症の方への介入に難しさを感じる人が多いと思いますが、連携が必要だと感じる場面の1つとして、ご意頂戴いたしました。

委員の皆様からご意見いただいておりますので、他の立場からどうでしょうか。包括や2層のSCなどいかがですか。

包 括：いろいろなご意見を聞いて思ったのですが、私たち専門職が民生委員さんや、ふれあい相談員さん、SCさんから相談をされたときに、私たちはそのケースに対して専門的な見方で介入を始めていきます。地域の人との情報共有を、どこまでというところは、いつも難しさを感じます。ご相談をいただいた方に、「私たちが関わったらこうでしたよ。」、「こういうふうにしますよ。」とフィードバックする必要があると思います。「フィードバックを忘れてはいけない」という事と、「どこまでお伝えしたらいいのか」というのはいつも悩みながらしています。それとは別に、地域の方が見守りをしていない方の相談があった場合。同居世帯、お子さん、障害のある方がいるケース・いないケースも含めですが、そのような相談を受けたときに、地域の人に「どう共有できるか」ということも考えます。どのように連携ができるかなと、いつも手探りでしているところが課題かと思いました。以上です。

打越主事：はい。ありがとうございます。

情報を受けた際の更にお返しをする部分と、包括の方で見つけた地域の見守りが必要だと思われる方について、どのように地域の方に相談し、共有できたらいいのか、という2つご意見をいただきました。

委 員：筑波の櫻井です。

フィードバックの話が出ましたが、我々の会議でも出ます。

相談したけど返ってこない、一方通行でジレンマがある事の話は今、聞きましたのでそこは1つ安心しました。やはり、そこに1つ大きな壁があります。情報の共有はしなくてはならないけれども、個人情報という問題がありなかなか返ってこない、そこがいつも出されます。

連絡したけれど、その後どうなったのか全然連絡されないというのが、我々の会議の中に出てきます。そこを解決していかなければ、連携というのは、きちんとできていかないだろうと思います。

出された問題を、市の地域包括センターに連絡して、福祉課と連絡し

て、案を考えて対応するのだろうと思いますが、なかなかこちらに戻ってこない。

解決策なり対応なり、発信したところに帰ってこないと連携はなかなか進まないだろうと私は思います。

打越主事：ありがとうございます。情報共有した側からの繋がるご意見として、櫻井様からお話いただきました。

どちらの立場でも同じようなジレンマや経験があるかと思いますが、「このような対応をするようにしている」というお話ございましたら、共有していただきたいと思います、いかがでしょうか。

飯野様、おねがしいたします。

委 員：西谷田部地区で民生委員しております。

私の担当地区で、認知症絡みで大変問題事のあった事例がありました。地域包括支援センターや社協と連携して、家族の了解が得られない限り難しい部分がありますが、焦らず何回か一緒に訪問して対応したという事例です。

それから、精神的なものから、地域で迷惑行為・心配をかけている方がおりました。この場合は、市役所にも話をし、警察の生活安全課、保健所にも行きました。

地域の方も、有志で署名を集めて「何とかしてください」とそこまでやりました。

でも、先ほど櫻井さんから話がありましたように、こちらが一生懸命、働きかけても個人情報という事で全然フィードバックがありません。そういうことを何年か繰り返していましたが、そのうち静かになりました。憶測ですが、入院したのではないかとということで、ここ4、5年、落ち着いていました。

一時は大変で、みんなで当番を決めて夜回りまでしました。放火まがいなこともありましたので、そういう大変な事例もありましたが、情報提供しても戻ってこない、「やってくれているのか」「放置されているのか」、それがわからなかったです。

進 行：先ほどの個別相談の情報の関係で、お話が今出ているかと思うのですが、民生委員さんについては守秘義務が課せられていますので、適宜市の方でも必要な情報という部分は、お知らせさせていただいていると思いますが、やはり情報をきっちり共有し合って、連携体制を作っていくところは、本当に課題かと思っております。ありがとうございます。

打越主事：うまくいった、いろんな工夫をされた1つ目の事例と、当番制までいろいろとしているけれど、フィードバックがなかったという2つのご経験をいただいてありがとうございました。

専門職側の立場で、今のお話に関して共有の部分や、専門職と住民を繋ぐとなると、SCに期待されている役割であると思いますが、その部分や、経験ではなく、していきたいことも含めてご意見いかがですか。

包 括：飯野さんから最初に出たお話が、私達(包括)と社協のSCさんと連携し

て関わらせていただいた、いい事例だと思い、ご報告です。
随分長いこと、地域で困っているというお話は聞いていたのですが、私たち専門職の見守り訪問をしていてもなかなか先に進まず、ご家族と連絡を取り合うことができて、その先進まないという状況でした。地域の方々と見守る体制を整えながら、具体的に地域で困ってらっしゃるご近所の方のお名前を教えていただいて、それぞれのお宅に伺わせていただき、「いつ、どういう状況で困っているのか」を聞き取りさせていただきました。その内容を、ご家族に事細かくお伝えさせていただいて、「これだけ困っている」というところも含めてご相談した結果、時間はかかりましたが、医療の方に繋ぐ事ができ、支援が始まった事例がありました。

そのとき思ったのは、専門職として関わる中で私たちが把握できる情報は少なく、認知症や精神となるとご本人からの聞き取りが難しいです。そういった際に、ご近所の方のリアルな声を聞いて、その中で、できる手立てを考えていく良いきっかけになる。この方の場合、日中もそうですが、夜叫んだり大声出したりというのも多々ありましたので、そういったところのきっかけづくりを地域の方から拾うことができ、連携ができたケースがありましたので、ご報告兼ねて事例として挙げさせていただきます。

打越主事：ありがとうございます。では、岩崎センター長お願いします。

包 括：豊里包括、岩崎です。

この4月から、諸般の事情でごみ捨て場が変わってしまった地区がありまして、これまで自分で100メートルぐらいの所に捨てに行けていた方が、約1キロ先のところまで、ごみを捨てなければいけなくなったという事例がありました。この件に関して、2層協議体のコアメンバーの方と、ケアマネを含めた圏域別の地域ケア会議で、それぞれ同じ事例を用いて別の会合で、この事例の検討をさせていただきました。

地域から実際、具体的な提案や地域で自分だったら何ができるかといった案をいただき、専門職としてどのようなことができるか、どのように地域と繋がっているか、といった双方の可能性を擦り合わせるようなところがあり、今回、一堂に会するという形はありませんでしたが、事例を通して学び合うのは非常に大事だと感じました。

併せて、実は専門職が、SCという存在や生活支援体制整備事業という事業自体を全く知らない現実があることを皆さんと共有したく、「知らないで使われていない」ところが非常に大きな課題とっております。生活支援体制整備事業の重要なところは、専門職が地域の課題を拾い上げた上で、多様な機関を通じて解決策を一緒に図っていくところです。しかし、アセスメントした専門職が、つなぎ先を知らないまま、課題が制度の中に留まってしまっていることが、1つ課題であると感じております。

お互い学び合うという事は、非常に大事であると感じており、一緒に取

り組んでいけるといいのではないかと、専門職自体がもう一度しっかりと学ぶ必要があるという事も含めて、提案をさせていただければと思います。

打越主事：ありがとうございます。

今、お話された内容を実現できるといいなと、2層のSCとともに行っているところです。ぜひ双方の立場から、事業とSCを活用し、「近所の方から同意を得ないと始まらないかな」とか、ご近所の人にアイデアをもらうために「抽象化して事例検討をした上で、話を落とし込んでいかないといけないかな」など、一気に解決はできなくとも1つ1つ、事例を通して、連携の具体的な成功体験の積み重ねといいますか、「こういうことができるといいよね」というものを広げていただけるといいのかなと思います。

続いて質問の2つ目の方に移らせていただいて、「福祉等専門職と地域住民の連携」の中で特に大切だと思うことや、工夫すべきことについて、ご意見を頂戴できればと思います。

ここでいう福祉等専門職とは、本日ご出席の地域包括支援センターの職員もそうですが、各地域で暮らしている高齢者を支援しているケアマネジャー、通所や訪問などで介護サービスを提供している事業所の職員、医療や福祉分野の相談支援職なども、制度や専門性に基づいて支援に関わる立場の方なので、そういった方々とどう連携して、その方々と連携する際に大切だと思うことや工夫すべきことについて、双方の立場でご意見いただけたらと思います。

委員：今、話がありましたように、存在感が感じられないとかわからないという話がありました。それは、我々もそう感じます。

この会議に初めて出ましたが、この専門職とは、やはり、はっきりどういうものかというのはわかっておりません。

民生委員と一緒に活動して実態を知ることが、存在感が感じられてくるのかなと思います。専門職の人は、包括センターからの報告や事例を聞くと思いますが、実際に我々の担当者、対象者のところに一緒に訪問して話を聞くことを重ねていくことが、専門職の質も上げることだし、情報も共有できることなのかなと思います。それを始めていかないと、専門職の存在というのがなかなか深まっていかないと私は思います。

私は会議をするときには、事例を聞きたいと言います。事例を聞くことで、自分を重ね合わせて、対応を考えております。

だから、事例を話して欲しいというのが筑波地区の民生委員の声です。ですから、事例の発表というのをたくさん取っています。

その報告を聞いたけど、実際に自分が肌で感じたことを、議論に載せていかないと僕は存在感って出てこないだろうなと思います。

そこで初めてこの専門職が、どこにつなぎを持てるかということを初めて知る。そういうことで、私は思います。

打越主事：ありがとうございます。

今日お越しの皆さん、地域の活動をなさっている住民の皆様なので、活動の中で専門職とともに訪問に出て、一緒に活動していくことを重ねて具体的な事例の落とし込みに繋がるかと思います。

委員：松原さんいらっしゃいますが、5月末にうちの方で1週間ぐらいかかりましたよね、入院してから亡くなるまで11日くらいありましたが、そのときに私と松原さんで連絡は取り合いましたが、一緒に訪問はないです。私が報告して、向こうは別なときに訪問して、「どうなったか。」、「こうでしたよ。」という話でした。

やはり、一緒に行ってその場での意見交換はすごく大事だと思います。

「こういう状況なので」と調整しなくてはいけないと思います。

おそらく市の方には、連絡しなければならぬ相談事がありましたので連絡をしていると思います。同じ時間帯で、その対象者を見ていく、そこで情報を共有して対応を考えていくという時間が必要だと私は思いました。

たまたま、違ったかもしれないけれど、一緒にできなかったですね。

包括：1回だけ一緒に、初回だけ一緒にいかせていただきました。

委員：初回だけですよね。

だから、そういう時間を、市も含めて意識していかないと存在感がでないと思います。

打越主事：お声がかかったタイミングで一緒に動けると、ということでご意見いただきました。齊藤様、お手を挙げていただいて、お願いいたします。

委員：私の実際の経験ですけれども、困難な状況にある人の情報が民生委員の立場として入りました。その時に、かなり深刻だとは思ったのですが、人に関わることで、その方を知っている人に具体的に今どんな状況にあるかを聞きました。地域が違ったので、担当地域の民生委員に話して、その足で一緒に、困難な状況にある方の訪問をいたしました。

私ともう1人の民生委員の判断が一致して、地域包括の方に話すべきだと思ったので、その足で地域包括に行きました。桜地区なので、今メンバーは変わっていらっしゃいますが、状況を話して、その足で4人で本人のところに訪問しました。

4人で行って4人が同じような判断をしましたので、地域包括の方にバトンタッチができたなと思いました。それとは別に、つくば市役所にある、つくば市地域包括支援センターにも行って話しました。

そのあと、あまりフィードバックはなかったですが、それなりに状況を見ることがありました。私たちも、「また見に行ってみましょうか。」と1人ではいきませんでした。桜地区担当の民生委員の方と行きました。桜地区の地域包括の方は、何回も定期的に見守りをしてくださいました。最終的に、私たちは入院をさせて欲しいと思っていたので、「救急車を呼びたい」という気持ちも伝えましたが、桜地区の地域包括の方だけの判断では難しいようでした。専門職の方達が、どういう仕組みになっているのかわかりませんが、判断をして救急車が後に呼ばれた

のだと思うのですが、それは私たちの方には伝わりませんでした。
救急車で運ばれたこと、時既に遅くて亡くなったことも伺いました。
後の事情は周りから、「こうこうこうだった。」というのは聞いたので
すが、やはり守秘義務の壁というのはかなりあると思いました。
そういう経験をいたしました。

打越主事：ありがとうございます。

その日のうちに、自分の管轄外の方であっても、まず実際に訪問をし
て、その足で専門職につないで、専門職も必要性を感じてその場で動
き、対応が繋がったことと、うまく繋がらなかったことと、後のエプソ
ードも含めて、整理してお話をご共有いただきました。各包括や、今後は
SC も地域の方から情報を受けて動き出していくことがあると思いま
すが、バトンの渡し方や、どんな情報をもらえると一緒に動いていきや
すいのか、ということがあれば、ご意見をいただくと次に繋がると思
います。専門職の皆様の立場でいかがでしょうか。大塚センター長いか
がでしょうか。

包 括：ここまでのお話で、最初の方のところも触れさせていただくと、我々は
専門職として業務しているつもりでおりますが、地域の方には、まだ包
括支援センターやケアマネジャーなどの専門職というのが浸透してい
ないのかなというのが、ここまでのところで感じました。

支援を必要とする人のケースというのは、いろんな寄せられ方がありま
すが、ご家族やご本人が「困っているんです。」と、訪ねてきてくれる
方は問題ないといえますか、支援のしようがあります。

ただ、きっと今、皆さん困っているケースというのは、そういうところ
に通らないというか、埋もれてしまっている人とか、でもそういう人が
埋もれちゃいけないというところでの支援だと思います。

ここまでの話でやはり、民生委員さんや区長さん、相談員さん、地域
の方から寄せられたときに、まず我々が一緒に行くというのは、他の方々
からも話が出ていますが、初動としてすごく大切だと思います。一緒
に見ることで得られる情報も共有できるというのは、今ここまでの話を聞
いていて思いました。ただ、なかなか、「今日、今来て。」「じゃあ、
今日行こうか。」というのが難しいところもあるので、相談を寄せてく
れた方と自分たちの業務と擦り合わせして、「一緒に行きましょう。」
というのが、今後、我々のヒントにもなるような気がしました。

あと、フィードバックのところは、他の包括さんや委員の方からも出
ていますが、すごく難しく、「こうこうでした。」とお返ししたい気持
ちもあるけれど、本来の相談と違うところの問題をみつけてしまったと
ときには、「え、そうだったの。」となりかねないので、非常にデリケート
なところであると感じています。

1 から 10 までお伝えするのではなくても、「繋がりました。」や、
「解決の糸口見つかりました。」と共有の仕方は工夫していけたらいい
かなと、この場で考えました。

共有できるところは共有して、見ているところは同じ方向だということ
ろで、情報いただけた方と、我々が進んでいけたらいいなと思ってお
ります。

あと、支援の最初に手を出すのは、きっと、どこでもいいのだと思いま
す。自分は包括におりますので、「包括にご要請ください」と宣伝して
いますが、ふれあい相談員さんに届いても、ふれあい相談員さんが包括
に言ってくれたり、社協に言ってくれたり、で、支援が始まれば、解決
に向けて動き出すのだと思うので、広くネットを広げて、その1個が包
括であったり社協であったりするのかなと思いますので、引き続き「何
かあったら包括に」というようなご案内で、今後も業務に当たってい
きたいと思います。

まとめませんが、また何か出ましたら発言したいと思います。以上で
す。

打越主事：ありがとうございます。

一緒に行くことができる場合とできない場合というのは、各センターの
様子を直営の中で拝見していると思うところがあるのですが、その部
分の、ヒントにというお話をさせていただきました。

もう1つ、フィードバックの部分では、「繋がりました。」のように、
少しだけでもできる範囲での共有の仕方という発言をいただきました。
他の圏域でも、専門職の立場、逆に専門職から住民の方に、こういうパ
スがあると一緒に動いていきやすいというお話もいただけますでしょ
うか。地域で暮らす高齢者にとっての見守りが、手厚くなるという視点で
ありますでしょうか。専門職に限らず、2層SCの皆様も、一緒に動い
ていくという意味で地域にとって、入口として、急に「包括の人が来ま
した。」というよりも、「一緒に地域の活動している人なんです。」と
いう感じで入りはいいのかなと思います。個別ケースの対応について、
SCの皆様いかがですか。

では、吉田様お願いします。

S C：桜圏域担当しています、吉田と申します。よろしくお願いします。

まだ、4月に圏域着任したばかりで、私が経験したことではないのです
が、桜圏域の方で困難な事例を、ふれあい相談員の方が対応しているケ
ースがありました。相談員さんだけでは、なかなか難しいということ
で、地域包括支援センターの職員の方や、担当ケアマネジャーの方、民
生委員児童委員の方と相談員の方が集まって、クイックケア会議という
形で、その方について話し合いをして、今後の方針や個人情報等を共有
したというケースがありました。

このクイックケア会議の位置付けというのが、包括支援センターさん
の方で行われているケア会議とは少し違うかもしれないですが、そうい
ったところで情報共有を図ることで、情報の制約というのもできるのでは
ないかと考えました。以上になります。

打越主事：ありがとうございます。

まさにクイックケア会議は、地域ケア会議の一環として実施をしていた
だいているものでして、各センターの中で3者以上の、本人と包括だけ
ではなく、例えば本人と包括とSCであったり、民生委員さんが入って
もらったり、それぞれの立場の中で、秘密を漏らさないという話の中
で、情報共有や支援策を検討いただいているものですので、そこにSC
を入れていただくことで「地域の資源を活用する。」という視点も含め
て取り組んでいただいた事例であったと思います。

皆様、2点目に対しては、「どう繋がっていったらいいのか。」という
ことについて、それぞれの立場でお願いします。

S C : 荃崎 SC の益子です。

連携が求められる場面は、包括と地域関係者の関係もあると思います
が、ケアマネさんと地域関係者の連携はなかなか取りづらいと思いま
す。

例えば、災害のときに避難したほうがいいという場面でも、もしかする
とケアマネさんは緊急でショートステイを調整するかもしれないし、地
域の人は、避難所を案内しているかもしれない。それぞれが行動してし
まうと、いざ行ったら家に居なくて、どこに行ってしまったのだらう
と、その辺りの連携が取れてないと災害時に、困ってしまうのではない
かと思います。支援者の方との関わりで、最初は包括かなと思います
が、サービスが入ると、ケアマネさんやサービス提供者が、対象者と深
く関わっていくと思います。そうなった場合、地域関係者とケアマネさ
ん、サービス提供者がどのように関わって連携を取っていくのかという
のも課題であると思います。

打越主事：ありがとうございます。

包括から繋いだその先の話としての、ご意見だったかと思います。

包 括：益子 SC の意見を踏まえ、地域の方との連携で、特に工夫したい、大切
だと思うことは、介護保険のサービスを利用すると、その地域から連れ
ていかれてしまう場合がある。でも、住んでいるのは地域です。「介護
保険サービスの人」としないために、デイサービスに行っているけれ
ど、行っていない日は「地域の人」なので、サービスと地域の繋ぎ、そ
こがきちんと取れていないと今のような、ショートステイしているの
か、避難所行に行ってしまったのか、わからなくなってしまうので、そ
の辺りが大事だと思うことが多いです。

そこで、サービスの一つに地域を入れておかなければいけなくて、教科
書ではいつも言われますが、介護保険のサービスだけではなく、その1
個に地域の居場所であったり役割だったりを入れたらいいなと思いま
す。

進 行：今、センター長がおっしゃったのは、介護保険を利用している方のケア
プランの中に、地域の資源を盛り込んで明記しておくというお話
でよろしかったですかね。ありがとうございます。

ケアプランの共有する方法というのと、おそらく、また、難しくなると思

うのですけれども。

包 括：そうですね、ケアプランの共有となるとまた、難しくなると思いますね。ご近所情報ですよ、おそらく。

進 行：プランそのものというよりも、必要な部分だけを地域の人たちもご理解、把握していただけるような方法があればということですね。

包 括：一昨年に、圏域のケアマネジャーと意見交換をする機会がありまして、先ほど岩崎さんから専門職もこの事業をあまり知らない人も多いという話がありましたが、それも事実です。

ただ、ケアマネジャーの中にも、地域の人と繋がりたい、連携を取りたいと思っているケアマネジャーも多く、訪問している担当している利用者のところにどんな民生委員さん、ふれあい相談員さん、近所の人が来ているのかをケアマネジャーは本人や家族から聞くしか方法がないのです。

「誰々さんが来ているよ。」って言っても、何の立場の人なのかもわからなければ連絡の取りようもないです。

私自身ケアマネジャーをしていたときに、一人暮らしでいきなりショートステイに行ったら、近所の人心配するだろうと思い、ご本人に了承を得て、民生委員の方と連絡を取り合い、「ショートに行きました。いつまでです。」などと、連絡を取り合ったことがあります。やはりケアマネジャーからすると、対象者の方に関わっている地域の人との連絡の取り方がわからないのだと思います。

ケアマネジャーの集まりで意見が出たのは、「ツクツク見守りたい」は、割と浸透していると思うのですが、あのようなもので、ここの家にケアマネは誰が入っていて「何かあったら私に連絡してね。」みたいなものを書いておいたら、「連絡もらう分には、ありがたいよね。」っていう話がでました。民生委員さんや見守り員の方の連絡先が、堂々と書いてあれば「こちらからも連絡していいんだな。」と、情報カードのようなものがあると遠慮なく連絡をしやすいのではないかと、という意見が出ました。

今、この「見守りガイド」を作成という話が出ていますが、そのようなものにも使えたらいいのではないかと思います。

打越主事：具体的な構想も含めて、ご助言をいただいてありがとうございました。

質問2の中では、それぞれ「バトンのパス」や「一緒に訪問する」というお話から始まり、「クイックケア会議」、「できる範囲でお互いを共有し合う」という話。

その先の話として、「ケアマネさんと地域との連携」においても、繋がりが必要ではないかと、ご意見をいただきました。

続いて、質問3として、「現在の連携でうまくいっていること」や「改善したいこと」、どちらかだけでも構いませんのでご意見いただけたらと思います。岩崎センター長、お願いします。

包 括：改善したいところで、先ほど皆さんから出ておりますように、「どこまで情報共有するか」の「どこまで」を、ある程度決められるのであれば、そこまでは最低限、お互いもらった情報に対して「どこまでバックするよ。」というのできるのであれば、「連携した甲斐があったな。」というふうに双方に持っていただけるかと思います。

今のままだと、「個人情報の壁があるから。」で終わってしまっている、結局のところ連携や情報の繋がり方についての改善にならないと思います。そこが改善されない限り、結局お互いに、一方通行になってしまうと思うので、ある程度、どこまでなら共有し合えるのかというラインが最低限あると、もう少し繋がれるのかなと思います。具体的に決めていくというのは難しいのでしょうか。

もちろん個別事例によって変わってくるところはあると思うのですが、フィードバックなしでは伝えた側としては非常に、「何だろう。」「どうなったのだろう。」となってしまうと思うので、内容はともかく「繋がったよ。」とか、そういったリアクションが必要だと思います。

どこまで繋がった、ということまで言えないとしても、「繋がったよ。」「連絡とったよ。」「訪問したい。」とか、そういったアクションに対してのフィードバックはできるはずだと思います。

アクションの先に、こういった決定があったというところは、やはり個別でなかなか伝えきれないところもあるかもしれませんが、せめて、いただいた情報に対してのリアクションとして、我々がどんなアクションをとったのか、ということまで繋ぐとか、ある程度話せるといいと個人的には思います。

打越主事：ありがとうございます。おそらく共有した側からすると、気になっているところだと思うので、ケースの対応が一通り落ち着いたタイミングなどで、アクションの先のフィードバックというのは、専門職側だけではなく地域で見守っている皆様からも「今こんな感じだよ。」というのを、お互いに共有をし合えるようになっていただくと緩やかに気にかかけ合っている状況に繋がっていくのではないかと思います。

関連した意見や、他の圏域や立場の方でいらっしゃいますか。

委 員：具体的にお話したことの行動の後の、アクションを報告をしていただくとこちらは安心できる、気になっていることが少し無くなるというか、心の負担が減少するのは確かです。

それとは別に、避難行動要支援者名簿をいただいているのですが、平常時における関係性を築くにあたり、民生委員1人で訪問するというのはとても負担が大きいです。

行政、例えば地域包括支援センターの職員の方とか、社協の方とかと連携して一緒に訪問できる体制が欲しいなとすごく思います。

やはりマンションが多い地域ですので、名簿をいただいてもなかなか情報がわかりません。どんな方なのか、というのが全くわかりませんので、そういう意味でも負担が大きいですので行政の方と一緒に訪問して共有

できたらすごく助かります。以上です。

進 行：ありがとうございます。避難行動要支援者については、かなり情報もデリケートな部分がありまして、民生委員さんの負担は大きいと思います。主管課である福祉政策課の方にも、お時間いただくのですが齋藤様のご意見をお伝えさせていただきます。ありがとうございます。

包 括：皆さんすみません。その件ですが、包括はリストを共有されない組織になっておりますが、共有してしまうことについての、「駄目だよ。」といったものがあるのでしょうか。包括も同じような情報をもらえるのであれば共有できると思うのですが。

進 行：そうですね。

一緒に動くという平時からの見守りをするにあたっても、やはり名簿というところがあると思います。今の名簿を配布する範囲が決まっておりますので、確実なことは言えませんが、その範囲の中に包括支援センターは入っていないと思います。民生委員、消防、警察の範囲になっていきますので、そこが法的な根拠に基づいているものだと、なかなか壁を越えられないと思います。確かに、見守りを平時からすることがとても大事だと思うので、ご意見として主管課へ伝えさせていただく段階ではありますが、ありがとうございます。

打越主事：避難行動要支援者の方で、という入りは、現時点では今の話の想定だと、いきなりそこで入っていくというのは難しいかもしれません。ただ、地域で訪問をしていて「訪問しても会えなかったわ。」という方や、会えたけれども「様子が心配そうな方だったので、1人ではやっぱり行きづらいわ。」という方がいらっしゃったときに、専門職によるアセスメントが必要な場合には、包括支援センターにご相談という形になることが多いかと思います。SCも元は包括の職員から派生した職員として置かれている存在ではあるので、まずは一緒に行ってもらえる人がいいな、気になるからもう1人の目で見て欲しい、といった際に、SCも一緒に訪問してもらえるといい役割ではないかと私は思うのですが、二層のSCの皆様、いかがでしょうか。「一緒にそういった活動しているよ。」とか、「声かけてもらえたら、一緒に行けるよ。」と、まだ発言なさっていないSCさんもたくさんいらっしゃるので、お願いします。

S C：筑波圏域の板橋です。

まだ、あまり訪問経験がないので、見守りネットワーク事業のふれあい相談員さんなどと、気になるお宅に訪問ということはあるのですが、包括さんとの経験がないので、今後、そういった連携もしていきたいという話をしており、訪問も一緒に行けたらいいなと考えておりますので、ぜひよろしくお願いします。

打越主事：専門職と地域を繋ぐために連携の打ち合わせをされているというご意見でしたが、他の圏域にも参考になりそうなので可能であれば、もう少し深掘ってお話伺いしてもよろしいですか。

S C：筑波圏域ももちろんですが、二層SC全体として、個別ケースに対する

対応が今までできていない部分もありました。二層 SC の役割として、住民と専門職をつなぐ役割があるので、包括さんと連携をとって、より強化させていきたいという部分で、今後の支えあい会議、コアメンバー会議で、個別ケースの対応をできるような会議を進めていきたいと筑波包括さんとも話をさせていただきました。もちろんこれは 2 層 SC の考えでもあるので、そこをより強化していきたいと考えています。

打越主事：ありがとうございます。ぜひ協議体が、そういう場になってくれば、先ほどの齊藤様のご意見も、例えば協議体の場でもそんなお話ができるとか、そういった構造にしていけるといいかなと考えております。

他の圏域の SC さんもお意見ございますか。では大塚 SC お願いします。

S C：大塚では、私も相談員さんと地域からの情報を、包括支援センターさんに繋ぐことが多いです。相談員さんの懇談会や会議に、包括支援センターの方も来てくれるので、そういったところで顔を合わせて、お互いの役割などについて情報交換をする機会を重ねてきたので、今までよりも情報の連携の機会が増えてきたと感じています。

相談員さんや、区長さんから、「地域でこういう気になる人がいるんだよ。」という情報が、以前より増えたと思いますので、そういった会議等を重ねて気づきの感度は少しずつ向上していると思っています。それが、結果的に早期の相談に繋がっていただければいいなと活動しています。

地域の方が必要であれば、もちろん私も訪問に同行しますし、実際に包括さんの都合がつかない際に、一緒にまず見に行くというのはしたこともあります。「行けるときに行ける方が。」という感じでうまく、包括さんも忙しいので、そういった負担を少しでも減らしながらできたらというのは、日頃、考えています。

やはり個人情報の問題もあると思いますが、日頃から顔の見える関係性づくり、信頼づくりも大事だと思うので、SC が間に入って地域の方とのつなぎ役になれば、情報共有や「ここまでやっていただければ」という役割の明確化にも繋がってくるのではないかと聞いていて思いました。以上です。

打越主事：ありがとうございます。お願いします。

委員：豊里地区の野堀と申します。この間、コア会議を開いたときに、ふれあい相談員さんの人数は、豊里地区は 15 名でした。他の地区を全部合わせても、113 名という見守り相談員、それだけしかいないのです。

民生児童委員は、地区 2 つないし 3 つの掛け持ちでやっています。

となると、見守りをするのに、地区 1 人 1 人居ていただいた方が、民生委員としても、その地区の見守り相談員さんとの話もできるし、その話を聞いて民生委員としては、地域包括とかケアマネジャーさんの方にも繋ぐことができます。実際に見守り相談をしている方々との、緊密な話の情報交換というの、地区が違ってしまうと全然わからないです。

倉本さんは、区長さんも、かなりの年数を経験されていますし、ふれあい相談員もやっているの、地区のことも知っているし、ふれあい相談

員の繋がりもあっていろんなところに繋いでいっていると思います。それは素晴らしいと思います。

だけど各地区の区長さんは大体2年終わると次が変わってしまうということで、その地区の繋がりも全然ないです。

私が以前から申しているのは、区長さんが見守り相談員をやっただければ、その地域のことはよくわかるし、民生児童委員の方にも繋げることができるのではないかと、言っています。

区長さんもお呼びして話し合いを持ったときもあるのですが、区長さんの集まりが非常に悪く、協力してくれません。

やはり地域のことを知っているのは区長さんだと思うので、区長さんが居て、ふれあい相談員にふさわしい人を選んでくれたらいいのですが、そういう面での見守りをするのであれば、このガイドを作ったときに、誰に渡すのか、ということも問題になってくると思います。

我々にもらっても、意味がないです。見守りをしてくれる方に、しっかりとガイド熟読していただいて、活動してもらわなければいけないと思うのです。どれだけ見守りガイドができるかは、わかりませんが、楽しみにしています。

そういう面で、やはり各地区に、1人は見守り相談員さんは本当に必要だということをつくづく感じております。以上です。

打越主事：ありがとうございます。

冊子は、ご意見をいただきつつ、「見守り」となったときに皆が使っていきやすいものにしていきたいなと思っております。

ふれあい相談員さんのことについてお願いいたします。

委員：荃崎地区には40区会があります。おっしゃるように、見守り相談員は13人しかいない。ということは半分もいないということです。

つくば市内には、600区会があります。谷田部あたりは200ぐらいで多いですけどね。荃崎地区は40の区会があって、区長さんが40人おられて、私のように長くやっている者は少なく、1年の区長さんもおられます。長くてせいぜい2年か3年ですね、さっき言いましたように13人しか見守り相談員がおられませんから、40のうち半分以上は見守り相談員がいない区会があるわけです。だから私も、こないだ懇談会があったときに、何とか荃崎地区に40人の見守り相談員を任命できないものでしょうか、という提案をしたばかりです。

そういう状況であることも、認識していただきたいと思います。

打越主事：ありがとうございます。

社協さんの事業になってしまうので恐縮ですが、人数の充足ですとか、そのところを参考をお願いします。

S C：なるべく我々も地区で一本釣りをしないような形といいますか、地区で推薦があった方を相談員として委嘱していきたいと考えております。地域見守りネットワーク事業が10年ぐらい進んでおりますが、当時とあまりやり方が変わっていないところもありますので、ふれあい相談員

の委嘱に関しても、地区でいっしょにやらないところの新規の開拓等も各圏域の職員と話し合いながら、決めていきたいと考えております。
あと、「こういった方、地域にいますよ。」というような情報等は、いろんな会議で皆様をお願いしているところでございます。ふさわしい方がいっしょにいましたら、圏域のSCの方に、ご連絡いただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

打越主事：ありがとうございました。

先ほど、つなぎ先の1つとして、ふれあい相談員さんの役割も地域の中で、かなり大きいのだらうとお話いただきました。

質問3の中で、先ほど大塚SCからも、繋がり役にSCはなっていきたいというお話を頂戴しました。そのことについて、SCに期待することやご意見を他の立場の方から頂戴したいのですが、いかがでしょうか。

桜包括の渡辺センター長、桜包括も新しく今年度新設されて、SCに期待することなど、ご意見をお願いできますか。

包 括：SCさんに期待することというか、私たちが、つくばを知るということが一番、つくばの住民の方に知っていただくということ、が一番だと思っているので、地域でいろいろな活動されている場を情報いただけますと、そちらに顔を出して相談してもらい、気軽に相談してもらえ関係性づくりに心がけていきたいなと思っています。そういう情報をたくさんいただけますとありがたいです。

打越主事：ありがとうございます。

情報共有に関しては、先日、谷東圏域でも情報交換の打ち合わせをされたとお伺いしていますが、いかがでしょうか。

S C：先日、谷田部東包括さんと打ち合わせを行いまして、包括も日頃から忙しいので、介護保険の相談など受ける際に、なかなか地域の資源というところが正直薄れてきてしまうのかなということが、お話の中にありました。地域の中でやっている、今回で言うと例えば、見守りの仕組みや、サロン、そういったところを整理して、都度、包括さんに共有をしてマッチングというところで、今後より一層連携を深めていければいいなと思いました。

先程、話にもありましたが、日頃から「顔の見える関係」を築いて、「相談しやすい関係性」を作るところが、まず大切であると思います。ここ最近、地域の方から個別ケースに関する相談も多く、包括さんにお繋ぎするのですが、なかなか一緒に訪問ができない状況もありまして、今後は一緒に訪問したり、先ほど話に出ましたがクイックケア会議のような、民生委員、ふれあい相談員さん、包括さんも集めて、情報共有や今後のお互いの役割分担についてもSCとして、コーディネートしていければと思います。以上です。

打越主事：ありがとうございます。センター長の方から補足等ございましたらお願いします。

包 括：谷田部東包括、小林です。

民生委員さんの毎月行っている定例会に、うちの包括から参加をさせていただくと、民生委員さんの情報は包括支援センターよりも早いです。例えば法改正のこと、市の事業の助成のこと、私たちの手元にいただく前に、民生委員さんの方が早い情報を取っていて、大変勉強されています。っしやるなと思い、定例会に出ています。

そんな中で、やはり顔の見える関係性というところで、私も包括に入ってから2年と少しですけども、民生委員さんがまず誰なのか、どこの担当の方なのかというのが全くわからない状況でやってきた中で、定例会を通じて、「どこの民生委員さんでいらっしゃるのだな」とか、今年度で言いますとおそらく民生委員さん半数以上変わったのかなという感じがします。民生委員さんもうかなり変わられている状況がありますので、やはり顔の見える関係性というのはすごく必要だと感じました。

今後 SC さんと協力しながら、地域のことや、包括の中で「ふらっとカフェの方に行きたいね。」という話があっても、大体行こうとすると相談案件が入ってしまい、今年度まだ1回も行けてない状況があります。地域で行っているサロンや活動、この辺りを共有していくことも重要です。

考えているのは、そういったところに来られる方ではなくて、家で閉じこもっている方、こういった方をどのように、地域の方と支援していくのか。

先ほどのオートロック式マンションの方や、家で孤立をしている方、移動支援が困難な方、民生委員さんと一緒に訪問して話ができる人はいいいのですが、それができない方ですね。

心を閉ざしてしまっている方とか、そういった方の支援をどうしていくかというのが1つの課題になるかと思っております。

まとまらないですが、以上です。

打越主事：ありがとうございました。

各圏域で繋がりを作っていただいている最中だということで、ご共有をいただきましたので、続けて発展、進展していただけたらと思います。

最後に質問4として別紙3にご記入いただいた中で、まだ触れられていない点や、ぜひ共有しておきたい、他の圏域にも聞いておきたいことがございましたら、ご発言いただけたらと思います。

櫻井様お願いします。

委員：ふれあい相談員にふさわしい条件は、打越さんはどのように考えていますか。どういう人がふさわしいのか、みんなに聞いてほしい。

打越主事：個人の意見でよろしければお答えいたします。民生委員さんも含めてですが、「声がかかったから。」、「いつか自分に返ってくるから。」と皆さんおっしゃりますが、地域の中で、お仕事として関わっているのではなく有志で、地域の中で自分の時間を割いていきながら、一人一人の生活のことを考えて支えて、少しでもお手伝いできたらということ

で、ご活動してくださっている方々だと、本当に日々尊敬しながら、そんな声がかかる人たちは本当に素晴らしい方々だと、個人的にはずっと思いながら、福祉の学生時代から関わらせていただいております。ふれあい相談員さんに関しても、民生委員さんほど法律でがっちりと決まったものでないにしても、もし可能であれば一緒に、民生委員さんや地域の専門職などと協働して動いて行きたいなと思ってくださるような方が、ふれあい相談員さんになってもらえるとありがたいなと、うれしいなと思っています。

委員：私は今、4地区持っていて世帯数が200あるかないかです。ある程度、訪問できるような人がいるかということは見当たらないです。私の地区はですが、「ふれあい相談員お願いします。」「どうですか。」「って言っても、受け取るような状況でないということを僕はぜひ、知って欲しいと思います。他の地区はどうかわからないけれども、私が持っている4地区の中では本当にいないです。昼間はほとんどいない、勤めている人がいるから、あと残されているのは高齢者です。70過ぎから80、90の人たちに見守って下さいっていうのは。若い40から60ぐらいまでの勤めている人は、土日は休み時ですから自分の時間を持ちたいだろうと思います。見渡すと私が4地区持っている中では、頼みたくても頼める人がいない、それが現実です。私の地区は、古い地区でいえば田井地区ですが、それが続いている状況です。ふれあい相談員を増やして欲しい、探して欲しいという現状はわかるけれども、現実的に見ると、なかなか頼みづらいです。見守りなので、やはりある程度、その辺りにいなくてはならず、周りを少しは元気で歩ける必要があると思います。今、通院している人、うちにいる人には現実的には頼めないと思います。本当に限られていくのだらうと、他の地区はどうだかわかりませんが、「お願いします。」「どうでしょうか。」と相談することが大変難しいなと思います。頼みたくてもなかなか声をかけられない現実があります、というのを知って欲しいという思いです。

打越主事：ご意見として頂戴しまして、ありがとうございました。他の皆様でも、言い忘れてしまったことや、今日のお話の確認でも結構ですが何か確認しておきたいことなどございますか。

質問4については、全体を通してですが、では飯野様お願いします。

委員：新しい流れかと思うのですが、地球の気候が変わりまして、100年に一度というような線状降水帯での豪雨が全国で起きています。洪水の災害があるという、小貝川と桜川流域です。私は、一番心配なところに住んでいます。つくば市の危機管理課が中心になりまして、数年前から地区ごとに避難行動の様式をまとめてきました。具体的には、地区の公民館での説明会や、映像を基にした鬼怒川の降

水、小貝川が氾濫したらこういう状況になりますよと AI を活用して、私のところは小貝川が氾濫すると平屋建ては屋根だけになります。うちの地区は、3つの区会がありまして、区会ごとに説明会をもって、防災無線の使い方や、真瀬小学校まで実際に避難して、体育館で簡易トイレと、ベッド、テントの設営の仕方、水道が使えなくなったときのトイレの使い方、そういう実技を実際にしました。この前、6月7日の日曜日、市内一斉の日に、ちょうどうち3つの区の最後のところがそれを行いました。そのときに、いつも危機管理課の方だけ4、5人の方ですが、今回は福祉部の次長さんや福祉政策課の方も何人も来てくれました。それから、赤十字の方、消防関係、警察関係、かなり大々的でした。その時に、福祉政策課の方は、実際にその地区の避難行動要支援者の方を訪問して、体育館まで家族の方と避難した様子や、避難先での生活の問題点などをチェックされておりました。かなり福祉部でも力を入れているのかなと、少しお話をさせていただきました。

打越主事：ありがとうございました。

真瀬地区の中で自主防災組織がしっかりされている地区だからこそ、避難訓練のときに、避難行動要支援者の方が実際に避難することも想定して訓練をするというのを、私も先日、伺いました。

委 員：危機管理課の方は、数年前からやってくれていましたが、市を挙げてという形は初めてでした。

打越主事：そうでしたよね。

まさにそういった取り組みが他のところにも、まずは共有としてそういった地域もあるということ、ぜひ皆さんに出していただけると、益子 SC からお話があったような、ケアマネさんもそのことを知っていれば、避難行動要支援者の対象者がどのように避難できるのか、という話に繋がってくるかと思います。

委 員：併せまして、それは小貝川の3地区だけの話でした。

あと真瀬地区全体で、見守る会がありまして、区長さん、民生委員さん、消防、それから PTA などで構成しています。代表の方3名くらいずつが、この前、土曜日に打ち合わせをしました。

今年度、予定の中で9月は小学校で防災関係と講演会、12月には全体に呼びかけて防災の講演会を、つくばみらい市に大変活躍している方が居りまして、お寺の副住職さんで全国の災害で活躍して中心的になっている方です。その方を呼んで、皆さんに講演会もしましよと、地区を挙げて一番心配なところなので、「防災の方も力を入れよう。」という動きで会議を開いておりました。紹介だけさせていただきます。

打越主事：ありがとうございました。

委 員：あと、社協の方と平林さんも見つけられました。

打越主事：ありがとうございます。大事な共有ですね。

進 行：今まで、筑波地区や小野川地区で、防災訓練や消火訓練を含めた防災イベントは行っていたと思うのですが、実際に避難行動要支援者の避難経路を確認したということが新しい試みだったと思います。

打越主事：ありがとうございました。

では、ここで1度、本日の協議を整理していきたいと思います。

整理の結果は、主に3点です。

1点目が質問1に関する、「福祉等専門職と地域住民の間で連携が必要になる場面」についてです。

こちらは、住民側からすると専門職と距離があるように感じるということや、認知症などで自覚がない方に対して介入がどうしても難しいという、具体的な事例、お話がありました。

その中で、専門職側からの立場でも、情報共有をいただいても、その後のフィードバックに難しさがあるというお話もありました。少しでも気になっている方については、どこかの窓口にご相談をいただいて、1つ1つ近所の方なども含めて、同意を取りつつ、皆さんが見つめてきた情報についてアセスメントした内容をもとに、コアメンバー会議や、圏域別ケア会議など、それぞれのいろいろな立場のもので集まって、一緒に検討するということが有効なのではないかのご意見をいただきました。

2つ目、「連携を進める上で大切なこと」については、同じ感覚で一緒に訪問をすることで、情報の共有、擦り合わせができていいのではないかということが挙がりました。

そして、何らかの対応をした際には、お互いに共有できる範囲で「糸口が見つかりましたよ。」、「対応しています。」など共有ができると良いというお話になりました。

併せてここで、クイックケア会議などの活用というご意見もいただきました。

また、ケアマネさんと地域との連携についても、課題が残るということも、ご意見を頂戴しました。

そして最後3点目に、「現在の連携についてうまくいっている点や改善点」について、共有をしていただきました。

どこまで情報共有ができるのか、ということは共通の課題であります。アクションの先のフィードバックは、お互いにできる範囲です、ということは決定事項として今後、意識していただけたらと思います。そして、SCが今後より強化していきたいと考えていることとして、日頃から個別のケースの対応について、今後介入をもう少し専門職と地域住民の皆様のつなぎ役として、ケースと一緒に訪問することや、日頃の顔つなぎの役割を、地域の居場所の紹介なども含めて行っていきたいと考えておりますので、ご連絡をいただいてご活用いただけたらと思います。

併せて、ふれあい相談員さんへの期待のお話もありました。

今後もコアメンバー会議や支えあい会議、クイックケア会議など、様々

な場がすでに存在しておりますので、そういった場でも、今日お話があった内容を意識してお試しいただいて、次回以降も、「うちの圏域でこんなことがうまくいったよ。」「ここはちょっとうまくいかなかったよ。」という事を共有していきたいなと思います。

この整理でよろしいでしょうか。追加や修正などがあれば、一言お願いできたらと思います。

では、議題(2)はここで終了いたします。

進 行：皆様、積極的な話し合いをありがとうございました。

続きまして、今後の予定についてご案内申し上げます。

今後の見守りガイド作成に向け、皆様にお願いがございます。

本日、皆様のお手元に「見守りガイド作成に関するご意見のお願い」と題した質問票を配布しております。

資料1をご覧ください。この質問票につきましては、ガイドの想定される利用者や掲載内容、また完成後の周知方法について、委員の皆様の専門的な見地からご意見をいただくためのものです。

本日の会議後にお持ち帰りいただきまして、ご記入の上、メールまたはFAX、窓口にご持参いただいても結構です。いずれの方法でも結構ですので、後日事務局までご提出くださいますようお願い申し上げます。

お忙しいところ申し訳ありませんがお願いいたします。

今後のロードマップといたしましては、本日いただきました「福祉等専門職と地域住民の連携に関するご意見」と、地域の方にお持ち帰りいただく「見守りガイド作成に関する質問票」へのご回答を踏まえて、まずは第1層SC、地域包括支援課の職員におきまして、素案の策定を進めてまいります。

次回の会議は、令和8年度10月以降の開催を予定しております。

令和8年度の第2回会議としまして、各圏域の2層SCと地域包括支援センターの皆様にお集まりいただきまして、福祉等専門職の視点から、見守りガイド(案)の具体化、内容精査を進めて参りたいと思います。

続きまして、第3回会議につきましては、令和9年2月頃の開催を予定しております。

事務局で整理した見守りガイド案を委員の皆様にお示した上で、第一層協議体の構成員全体で、ガイドの具体的な内容及び地域における活用方法について、本格的な合意形成を図っていく予定になっております。本日配付しました、見守りガイド案と質問票について確認したい点やご質問はございますか。

お忙しいところ大変恐れ入りますが皆様のご協力を引き続きよろしくお願いしたいと思います。

本日、いただいた意見や話し合いの内容を、各圏域の地域支えあい会議や活動の場でも共有していただければと思います。

報告される際はSCの皆様も、補足していただきまして、圏域でも引き続きこの議題について協議していただければと思いますので、よろしく

お願いいたします。

本日の協議会でのご意見を踏まえて、生活支援体制整備事業を進めて参りたいと考えておりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

5 閉会

進 行：それでは時間を過ぎてしまい、大変申し訳ございません。以上をもちまして、令和8年度第1回つくば市生活支援体制整備推進会議を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

令和 8 年度第 1 回つくば市生活支援体制整備推進会議 次第

日時：令和 8 年（2026 年）7 月 27 日（月）

13 時 30 分～15 時 30 分

場所：つくば市防災会議室(2)(3)

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 議 題

(1) 令和 7 年度つくば市生活支援体制整備推進会議の振り返りについて

(2) 福祉等専門職と地域住民の連携について

5 その他

6 閉会

【配布資料】

(1) 令和 8 年度第 1 回つくば市生活支援体制整備推進会議次第

(2) 令和 7 年度第 2 回つくば市生活支援体制整備推進会議参加者名簿

(3) つくば市生活支援体制整備推進会議開催要項

(4) 見守りガイド作成に関するご意見のお願い 資料 1

(5) 市内 見守りに関する取組の一覧 資料 2

令和 8 年度第 1 回つくば市生活支援体制整備推進会議参加者名簿

○第 2 層協議体の代表者

(敬称略)

	圏域	氏名	所属
1	筑波	櫻井 一美	筑波圏域第 2 層協議体代表
2	大穂	木本 岩助	大穂圏域第 2 層協議体代表
3	豊里	野堀 憲	豊里圏域第 2 層協議体代表
4	谷田部西	飯野 正	谷田部西圏域第 2 層協議体代表
5	谷田部東	高野 裕美	谷田部東圏域第 2 層協議体代表
6	桜	齊藤 仁代	桜圏域第 2 層協議体代表
7	荳崎	倉本 茂樹	荳崎圏域第 2 層協議体代表

○第 2 層生活支援コーディネーター（つくば市社会福祉協議会）

	圏域	氏名	所属
8	筑波	板橋 萌々子	第 2 層生活支援コーディネーター
9	大穂	大塚 建吾	第 2 層生活支援コーディネーター
10	豊里	滝本 みゆき	第 2 層生活支援コーディネーター
11	谷田部西	櫻井 大樹	第 2 層生活支援コーディネーター
12	谷田部東	御厨 聖	第 2 層生活支援コーディネーター
13	桜	吉田 真一	第 2 層生活支援コーディネーター
14	荳崎	益子 奈津子	第 2 層生活支援コーディネーター

○地域包括支援センター

	圏域	氏名	所属
15	筑波	松原 恵子	筑波地域包括支援センター
16	大穂	井ノ口 美樹子	大穂地域包括支援センター
17	豊里	岩崎 学	豊里地域包括支援センター
18	谷田部西	平林 康行	谷田部西地域包括支援センター
19	谷田部東	小林 順一	谷田部東地域包括支援センター
20	桜	渡辺 美恵	桜地域包括支援センター
21	荳崎	大塚 俊実	荳崎地域包括支援センター

つくば市生活支援体制整備推進会議開催要項

（目 的）

第1条 介護保険法第115条の45第2項第5号に規定する事業を実施するにあたり市が中心となり、地域の生活支援・介護予防サービス等を担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ることを目的として、つくば市生活支援体制整備推進会議（以下「推進会議」という）を開催する。

（協議事項）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を協議する。

（1）地域資源および地域ニーズの把握

（2）資源開発

ア 地域に不足するサービス・支援の創出

イ サービス・支援の担い手の養成

ウ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保

（3）ネットワークの構築

ア 関係者間の情報共有

イ サービス提供主体間の連携の体制づくり

（4）ニーズと取組みのマッチング

ア 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング

イ サービス提供主体の活動ニーズと活用可能な地域資源のマッチング

（構成員）

第3条 推進会議は、協議する目的や内容に合わせ、次に掲げる者のうちから、市長が招集し、構成する。

（1）第2層協議体の代表者

（2）保健・医療・福祉に係る行政職員

（3）社会福祉協議会の職員

（4）高齢者支援を担っている特定非営利活動法人、社会福祉法人、地縁組織、ボランティア団体及び介護サービス事業者

（5）区会連合会及び民生委員児童委員連絡協議会に所属する者

（6）生活支援コーディネーター

（7）地域包括支援センターの職員

（8）前項で掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（会 議）

第4条 会議は住民主体の会議とし、市、構成員及び生活支援コーディネーターが柔軟に会議を進行する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

（映像等の送受信による通話の方法による会議）

第5条 市長は、推進会議の構成員の全部又は一部について、会議を開催する場所に参集することが困難であると認めるときは、構成員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「映像等の送受信による通話の方法」という。）により、会議を開催することができる。ただし、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例（平成29年つくば市条例第35号）第4条の規定により、会議の全部又は一部を非公開とする場合は、この限りでない。

- 2 市長は、映像等の送受信による通話の方法により会議を開催する場合には、会議を開催する場所に参集する構成員を除き、当該会議に参加する場所として相当と認める場所を、構成員ごとに指定するものとする。
- 3 構成員が映像等の送受信による通話の方法により会議に参加したときは、当該構成員は、会議へ出席したものとみなす。
- 4 映像等の送受信による通話の方法による会議への参加に伴い生じる通信費その他の費用は、各構成員の負担とする。

（書面等による会議開催の特例）

第6条 会議の招集が困難であると認めるときは、全ての構成員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

- 2 前項に規定する書面による意見聴取を行った構成員は、当該会議へ出席したものとみなす。

（個人情報の保護）

第7条 推進会議の構成員および会議に出席を求められた者は、職務上または会議を通じて知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。また、構成員を退いた後も同様とする。

（庶 務）

第8条 推進会議の庶務は、つくば市福祉部地域包括支援課が処理する。

(補 則)

第 9 条 この要項の定めるもののほか、推進会議の開催に関し必要な事項は、推進会議に諮って定める。

附 則

この要項は、平成 30 年(2018 年) 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3 年(2021 年) 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 4 年(2022 年) 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 7 年(2025 年) 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 8 年(2026 年) 4 月 1 日から施行する。

見守りガイド作成に関するご意見のお願い

前回のご意見を踏まえ、見守りガイドの作成に向けた、事務局案を作成しました。お忙しいところ恐れ入りますが、内容をご確認の上、下記項目についてご意見をお願いいたします。

1. 想定する見守りガイドの利用者(案)

地域で高齢者支援に携わる皆さま(民生委員、ふれあい相談員、専門職 等)

2. 掲載内容(概要)

見守りに関する既存資料・既存資源を整理し、現場で活用しやすい形でまとめることを想定しています。

詳細は資料2「市内 見守りに関する取組の一覧」をご参照ください。

備考

地域のサロンや認知症カフェ、既存の制度にとらわれない活動など、地域の居場所や短期で変動する更新頻度が高い地域資源に関しては、第2層生活支援コーディネーターと連携し、随時更新できるオンラインツールを検討しています。

【提出期限・提出方法】

提出期限は、8月21日(金)までとさせていただきます。ご提出方法は、メール・FAX・紙等、いずれの方法でも構いません。

なお、メールでのご提出をご希望の場合は、送付先メールアドレスをお知らせいただければ、回答用データをお送りします。

【問合せ先】

つくば市福祉部地域包括支援課

TEL 029-883-1111(内線1243)

FAX 029-868-7638

E-mail wef060@city.tsukuba.lg.jp

担当 打越、飯田

ご回答いただきたい事項(回答欄)

1. 見守りガイドの作成や掲載方法は、どの案が良いと思いますか？

- ☐ 案1:新たに作成
☐ 案2:既存冊子に「見守り」項目を追加して作成
☐ その他(_____)

以下、見守りガイドを作成する場合を想定した質問です。

2. 見守りガイドの利用者は、事務局案でよろしいでしょうか？

- ☐ 事務局案(地域で高齢者支援に携わる皆さま)でよい
☐ 修正したほうがよい

(修正したほうがよい場合、想定する利用者とその理由を教えてください。)

3. 掲載する取組(資料2 市内見守りに関する取組の一覧)

資料2で冊子に掲載してほしいと考える取組に印をご記入ください。

4. 資料2以外で掲載内容に必要なだとお考えの内容についてご記入ください。

5. 事業内容の変更等があった際には情報更新が課題となりますが、その更新方法や頻度はどのように考えますか？

6. ガイド作成後の周知方法について以下の会議等を想定しています。

必要と考えるものにチェックをお願いします。

- ☐ 各圏域の地域支えあい会議(第2層協議体) ☐ 圏域別ケア会議
☐ 各地区民生委員児童委員協議会 ☐ つくば市区会連合会事務局での周知
☐ ふれあい相談員懇談会での周知 ☐ つくばケアマネジャー連絡会での周知
☐ その他(_____)

7. その他、見守りガイドに関してのご意見やご質問をお聞かせください。

別紙

市内 見守りに関する取組の一覧

表 1 は、主な既存の資料で掲載されている、各種見守りに関連する事業や取組をまとめています。

表 2 は、「地域で使いやすい・迷ったときに動ける」ことを重視し、既存資源を“見守りの視点で再編集”する事務局案をまとめています。

見守りガイド作成をする場合の掲載予定内容の想定(見守りに関する情報)に必要なと思う項目について、下記網掛けの欄(事業名の右横)に印をつけてください。

【ご記入者について】

氏名：

所属・役職：

ハートページ

保健福祉関係者のための高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識

在宅医療と介護のサービスマップ

知っておきたい介護予防

認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）

いつでもこのまちで 安心ささえる介護保険

ツクバネ！

暮らしの応援ガイドブック(令和 6 年度暫定版)

表 1 主な既存の資料で掲載されている、各種見守りに関連する事業や取組

		不要 ← ———→ 要				ハート ページ	ミニ知識	サービス マップ	知ってお きたい 介護予防	認知症 あんしんガ イドブック	安心ささ える介護 保険	ツクバ ネ！	暮らしの 応援ガイ ドブック
		1	2	3	4								
訪問 型の 見 守 り 支 援	地域見守りネットワーク（社協）	1	2	3	4	○ P33	○ P46		○			○ P42	
	愛の定期便（高齢福祉課）	1	2	3	4	○ P32	○ P45		○				○ P6
	宅配食事サービス （高齢福祉課）	1	2	3	4	○ P32	○ P45		○				○ P6
	高齢者ごみ出し支援事業 （高齢福祉課）	1	2	3	4	○ P31	○ P41		○				○ P2
	民生委員 （福祉政策課）	1	2	3	4								
	民間事業所の食事・食材宅配 サービス	1	2	3	4		○ P40						
通 い の 支 場 等 の 見 守 り	通いの場 ふれあいサロン（社協）	1	2	3	4		○ P56		○			○ P32 37	
	高齢者いきいきサロン（社協）	1	2	3	4		○ P56					○ P31	○ P7
	高齢者憩いの広場 （高齢福祉課）	1	2	3	4		○ P57		○			○ P38,39	
	シルバークラブ（社協）	1	2	3	4		○ P59					○ P27 29	○ P7
	みんなの食堂（こども未来課）	1	2	3	4		○ P59						

		不要 ← ———→ 要				ハート ページ	ミニ知識	サービス マップ	知ってお きたい 介護予防	認知症 あんしんガ イドブック	安心ささ える介護 保険	ツクバ ネ！	暮らしの 応援ガイ ドブック
		1	2	3	4								
本人が 備えて おける	緊急通報システム (高齢福祉課)	1	2	3	4	○ P32	○ P45		○				○ P6
	救急医療情報便ツクツク 見守りたい(福祉政策課)	1	2	3	4	○ P33	○ P46		○				
	わたしの大切な情報カード (地域包括支援課)	1	2	3	4	○ P36			○				
	わたしの生き方ノート(エンディン グノート)(地域包括支援課)	1	2	3	4	○ P36			○				
	避難行動要支援者避難支援制度 (福祉政策課)	1	2	3	4	○ P33	○ P47						
金銭 管理等 も含む 見守り 支	日常生活自立支援事業(社協)	1	2	3	4	○ P35	○ P77		○				
	あんしん生活支援サービス(社協)	1	2	3	4	○ P35	○ P77		○				
	任意後見制度(社協、他)	1	2	3	4		○ P78		○				
	成年後見制度(社協、他)	1	2	3	4	○ P35	○ P78,79		○	○			
	茨城県生活福祉資金貸付・小口貸 付資金(社協)	1	2	3	4		○ P43						
	つくば市生活困窮者自立相談支援 事業(社協)	1	2	3	4		○ P44						
生活 の 支 援	住民参加型在宅福祉サービス (さわやかサービス)(社協)	1	2	3	4	○ P30	○ P41		○				
	シルバー人材センターのサービス	1	2	3	4	○ P30	○ P41		○			○ P11	
	高齢者日常生活支援事業 (すけっとくん)(高齢福祉課)	1	2	3	4	○ P30	○ P42		○				○ P3
在宅 医 療 等	在宅医療を実施している クリニック	1	2	3	4		○ P24 31	○ P7					
	訪問歯科診療のできる医療機関	1	2	3	4		○ P19	○ P9					
	訪問対応のできる薬局	1	2	3	4		○ P20	○ P11					
	茨城県内精神科病院等一覧	1	2	3	4		○ P21						
	病院のソーシャルワーカー等 専門職窓口一覧	1	2	3	4		○ P22,23						
介護 保 険 関 連	介護保険について(介護保険課)	1	2	3	4	○ P16 27			○		○ 全		
	居宅介護支援事業所	1	2	3	4	○ P40 42		○ P13,15					
	介護サービス・介護予防サービス 提供事業所(通所・訪問系)	1	2	3	4	○ P42 45	○ P32,33	○ P17 29					

		不要 ← ———→ 要	ハート ページ	ミニ知識	サービス マップ	知ってお きたい 介護予防	認知症 あんしんガ イドブック	安心ささ える介護 保険	ツクバ ネ！	暮らしの 応援ガイ ドブック
		1 2 3 4								
移 動 等 の 支 援	福祉有償運送 (高齢福祉課/障害者地域支援室)	1 2 3 4	○ P32	○ P52					○ P24	
	介護輸送サービス (民間事業所)	1 2 3 4		○ P52						
	民間事業所の外出介助・家事援助 サービス	1 2 3 4		○ P52						
	コミュニティバス「つくバス」 (総合交通政策課)	1 2 3 4		○ P53						
	乗り合いタクシー「つくタク」 (総合交通政策課)	1 2 3 4		○ P53		○				
	筑波地区支線型バス「つくばね 号」(総合交通政策課)	1 2 3 4		○ P54						
	高齢者タクシー運賃助成事業 (高齢福祉課)	1 2 3 4	○ P31	○ P54		○				○ P5
	つくば市高齢者運賃割引証 (交通政策課)	1 2 3 4	○ P31							
	高齢者運賃割引証 (総合交通政策課)	1 2 3 4		○ P52						○ P4
	いばらき身障者等用駐車場利用証 制度(障害者地域支援課・高齢福 祉課・こども未来センター)	1 2 3 4	○ P32	○ P54						○ P5
	高齢者運転免許自主返納支援事業 (防犯交通安全課・各窓口セン ター)	1 2 3 4	○ P32	○ P55						○ P4
	高齢者電動アシスト自転車等購入 費補助事業(高齢福祉課)	1 2 3 4	○ P32	○ P55						○ P4
	高齢者等買物支援事業(移動スー パー)(高齢福祉課)	1 2 3 4	○ P31							○ P3
認 知 症 関 連	認知症疾患医療センター等の情報	1 2 3 4		○ P69			○			
	認知症初期集中支援チーム (地域包括支援課)	1 2 3 4	○ P34	○ P73			○			
	オレンジカフェ(認知症カフェ) (地域包括支援課)	1 2 3 4	○ P33	○ P74		○	○		○ P40	
	認知症本人・家族の交流の場 (地域包括支援課・他)	1 2 3 4		○ P74			○			
	認知症お困りごとメール相談(と よさと病院認知症疾患医療セン ター・地域包括支援課)	1 2 3 4	○ P34	○ P69						
	認知症サポーター関連 (地域包括支援課)	1 2 3 4	○ P34	○ P72						
	認知症高齢者等SOSネットワーク 事業(地域包括支援課)	1 2 3 4	○ P34	○ P75		○	○			○ P6
	グループホーム事業所	1 2 3 4	○ P53,54	○ P34	○ P29					
	認知症高齢者等個人賠償責任保険 (地域包括支援課)	1 2 3 4	○ P34	○ P75			○			○ P6

		不要 ← ———→ 要				ハート ページ	ミニ知識	サービス マップ	知ってお きたい 介護予防	認知症 あんしんガ イドブック	安心ささ える介護 保険	ツクバ ネ！	暮らしの 応援ガイ ドブック
		1	2	3	4								
介 護 予 防	傾聴ボランティア事業 (地域包括支援課)	1	2	3	4	○ P37	○ P59					○ P41	
	健康体操教室(いきいきプラザ)	1	2	3	4		○ P61					○ P4	
	シルバーリハビリ出前体操教室 (いきいきプラザ)	1	2	3	4		○ P61					○ P4	
	いきいき運動教室 (いきいきプラザ)	1	2	3	4		○ P61						
	元気はつらつ運動教室 (いきいきプラザ)	1	2	3	4		○ P62						
	つくば市介護支援ボランティア制 度(社協)	1	2	3	4		○ P58					○ P20	○ P7
	つくばボランティアセンター (社協)	1	2	3	4		○ P60					○ P25	
	フレイルサポート教室 (地域包括支援課)	1	2	3	4		○ P62		○				
	もっと知ろう！介護のこと (地域包括支援課)	1	2	3	4	○ P37	○ P62		○				
	つくば市出前講座 (生涯学習推進課)	1	2	3	4		○ P63						
	地域リハビリテーション活動支援 事業(地域包括支援課)	1	2	3	4		○ P63		○				
	地域支援事業・総合事業 (介護保険課、地域包括支援課)	1	2	3	4	○ P28,29							
施 設 等	総合事業・訪問型サービスB、 サービスD(高齢福祉課)	1	2	3	4								○ P3、5
	訪問型短期集中予防サービス (地域包括支援課)	1	2	3	4		○ P63						
施 設 等	主な高齢者施設の特徴・施設情報	1	2	3	4	○ P49 54	○ P33 37	○ P23 29					
	つくば市近辺のケアハウス	1	2	3	4		○ P38	○ P25					
助 成 ・ 補 助	高齢者補聴器購入費補助 (高齢福祉課)	1	2	3	4	○ P31	○ P42						○ P1
	あん摩・マッサージ・指圧・はり 及びきゅう施術費助成 (高齢福祉課)	1	2	3	4	○ P30	○ P42						○ P2
	ねたきり高齢者理美容料助成 (高齢福祉課)	1	2	3	4	○ P30	○ P48						○ P2
	在宅高齢者布団丸洗い乾燥事業 (高齢福祉課)	1	2	3	4	○ P30	○ P48						○ P2
	高齢者文化芸術鑑賞助成事業 (高齢福祉課)	1	2	3	4	○ P37	○ 57						○ P1
	在宅要介護高齢者等紙おむつ購入 費助成(高齢福祉課)	1	2	3	4	○ P30	○ 48						○ P3
	いばらき高齢者優待制度(いばら きシニアカード)(高齢福祉課)	1	2	3	4	○ P37	○ P44						

		不要 ← ———→ 要 1 2 3 4	ハート ページ	ミニ知識	サービス マップ	知ってお きたい 介護予防	認知症 あんしんガ イドブック	安心ささ える介護 保険	ツクパ ネ！	暮らしの 応援ガイ ドブック
情 報 提 供	民間賃貸住宅情報提供事業 (住宅政策課)	1 2 3 4	○ P36	○ P43						
	空家等対策事業(住宅政策課)	1 2 3 4	○ P36	○ P43						
	福祉用具貸与事業(自費) (各事業所)	1 2 3 4		○ P49						
	車いす貸出し事業(社協)	1 2 3 4	○ P37	○ P49						
	空家等を活用した地域交流拠点づ くり支援補助事業(住宅政策課)	1 2 3 4		○ 57					○ P44	
相 談	高齢者・障害者のためのパソコン 相談(社協)	1 2 3 4		○ P60						
	こころの健康相談 (大穂保健センター)	1 2 3 4		P68						
そ の 他	介護マーク(配布)/高齢福祉 課・障害者地域支援課・地域包括 支援課	1 2 3 4	○ P37	○ P44						
	敬老祝金給付事業(高齢福祉課)	1 2 3 4		○ P51						○ P8
	長寿をたたえる事業 (高齢福祉課)	1 2 3 4		○ P51						
	敬老祝写真贈呈事業 (高齢福祉課)	1 2 3 4		○ P51						○ P8

表2 「地域で使いやすい・迷ったときに動ける」ことを重視し、新しく掲載を検討したらよいと思う事務局案

新 た に 載 せ る と 有 効 と 考 え る	関係者同士のつながり方	必要・不要・要検討	ふれあい相談員・民生委員・区会関係者・専門職の連携の仕方が分かるような、 相談の流れ・役割分担・つなぐ際のポイント・連携の考え方を掲載
	行政×民間の取組 見守り協定(高齢福祉課)	必要・不要・要検討	協定を結んでいる企業一覧を載せて、協定の概要・どんなときに役立つか・連携・ 活用の考え方を掲載
	行政×民間の取組 認知症SOSネットワーク事業 (地域包括支援課)	必要・不要・要検討	事業で連携している企業一覧を載せて、事業で連携している企業による見守りの対 象者、実施の考え方、関係者の動き方を掲載
	多職種連携のためのツール (地域包括支援課)	必要・不要・要検討	情報共有や退院前、緊急時での専門職間の連携方法について掲載
	各圏域独自の取組やマップ等を掲 載できる余白のページ	必要・不要・要検討	各圏域での見守り部会や、各圏域で作成しているMAP、地域の会を掲載

表1は、主な既存の資料で掲載されている、各種見守りに関連する事業や取組をまとめています。
表2は、「地域で使いやすい・迷ったときに動ける」ことを重視し、既存資源を“見守りの視点で再編集”する事務局案をまとめています。
見守りガイド作成をする場合の掲載予定内容の想定(見守りに関する情報)に必要なと思う項目について、下記網掛けの欄(事業名の右横)に印をつけてください。

【ご記入者について】

氏名：

所属・役職：

ハートページ
保健福祉関係者のための高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識
在宅医療と介護のサービスマップ
知っておきたい介護予防
認知症あんしんガイドブック（認知症ケアパス）
いつでもこのまちで 安心ささえる介護保険
ツクバネ！
暮らしの応援ガイドブック(令和6年度暫定版)

表1 主な既存の資料で掲載されている、各種見守りに関連する事業や取組

		不要 ← ———→ 要				ハート ページ	ミニ知識	サービス マップ	知ってお きたい 介護予防	認知症 あんしんガ イドブック	安心ささ える介護 保険	ツクバ ネ！	暮らしの 応援ガイ ドブック
		1	2	3	4								
訪問 型の 見 守 り 支 援	地域見守りネットワーク（社協）	1	2	3	4	○ P33	○ P46		○			○ P42	
	愛の定期便（高齢福祉課）	1	2	3	4	○ P32	○ P45		○				○ P6
	宅配食事サービス （高齢福祉課）	1	2	3	4	○ P32	○ P45		○				○ P6
	高齢者ごみ出し支援事業 （高齢福祉課）	1	2	3	4	○ P31	○ P41		○				○ P2
	民生委員 （福祉政策課）	1	2	3	4								
	民間事業所の食事・食材宅配 サービス	1	2	3	4		○ P40						
通 いの 支 場 等 の 見 守 り	通いの場 ふれあいサロン（社協）	1	2	3	4		○ P56		○			○ P32 37	
	高齢者いきいきサロン（社協）	1	2	3	4		○ P56					○ P31	○ P7
	高齢者憩いの広場 （高齢福祉課）	1	2	3	4		○ P57		○			○ P38,39	
	シルバークラブ（社協）	1	2	3	4		○ P59					○ P27 29	○ P7
	みんなの食堂（こども未来課）	1	2	3	4		○ P59						
本 人 が 仕 組 み て お け る	緊急通報システム (高齢福祉課)	1	2	3	4	○ P32	○ P45		○				○ P6
	救急医療情報便ツクツク見守りた い(福祉政策課)	1	2	3	4	○ P33	○ P46		○				
	わたしの大切な情報カード （地域包括支援課）	1	2	3	4	○ P36			○				
	わたしの生き方ノート(エンディン グノート)(地域包括支援課)	1	2	3	4	○ P36			○				
	避難行動要支援者避難支援制度 (福祉政策課)	1	2	3	4	○ P33	○ P47						

		不要 ← ————— → 要								
		1 2 3 4	ハート ページ	ミニ知識	サービス マップ	知ってお きたい 介護予防	認知症 あんしんガ イドブック	安心ささ える介護 保険	ツクバ ネ!	暮らしの 応援ガイ ドブック
金 銭 管 理 等 も 含 む 見 守 り 支 援	日常生活自立支援事業(社協)	1 2 3 4	○ P35	○ P77		○				
	あんしん生活支援サービス(社協)	1 2 3 4	○ P35	○ P77		○				
	任意後見制度(社協、他)	1 2 3 4		○ P78		○				
	成年後見制度(社協、他)	1 2 3 4	○ P35	○ P78,79		○	○			
	茨城県生活福祉資金貸付・小口貸 付資金(社協)	1 2 3 4		○ P43						
	つくば市生活困窮者自立相談支援 事業(社協)	1 2 3 4		○ P44						
生 活 の 支 援	住民参加型在宅福祉サービス (さわやかサービス)(社協)	1 2 3 4	○ P30	○ P41		○				
	シルバー人材センターのサービス	1 2 3 4	○ P30	○ P41		○			○ P11	
	高齢者日常生活支援事業 (すけっとくん)(高齢福祉課)	1 2 3 4	○ P30	○ P42		○				○ P3
在 宅 医 療 等	在宅医療を実施しているクリニッ ク	1 2 3 4		○ P24 31	○ P7					
	訪問歯科診療のできる医療機関	1 2 3 4		○ P19	○ P9					
	訪問対応のできる薬局	1 2 3 4		○ P20	○ P11					
	茨城県内精神科病院等一覧	1 2 3 4		○ P21						
	病院のソーシャルワーカー等専門 職窓口一覧	1 2 3 4		○ P22,23						
介 護 保 険 関 連	介護保険について(介護保険課)	1 2 3 4	○ P16 27			○		。全		
	居宅介護支援事業所	1 2 3 4	○ P40 42		○ P13,15					
	介護サービス・介護予防サービス 提供事業所(通所・訪問系)	1 2 3 4	○ P42 45	○ P32,33	○ P17 29					

		不要 ← ————— → 要								
		1 2 3 4	ハート ページ	ミニ知識	サービス マップ	知ってお きたい 介護予防	認知症 あんしんガ イドブック	安心ささ える介護 保険	ツクバ ネ!	暮らしの 応援ガイ ドブック
移動 等 の 支 援	福祉有償運送 (高齢福祉課/障害者地域支援室)	1 2 3 4	○ P32	○ P52					○ P24	
	介護輸送サービス (民間事業所)	1 2 3 4		○ P52						
	民間事業所の外出介助・家事援助 サービス	1 2 3 4		○ P52						
	コミュニティバス「つくバス」 (総合交通政策課)	1 2 3 4		○ P53						
	乗り合いタクシー「つくタク」 (総合交通政策課)	1 2 3 4		○ P53		○				
	筑波地区支線型バス「つくばね 号」(総合交通政策課)	1 2 3 4		○ P54						
	高齢者タクシー運賃助成事業 (高齢福祉課)	1 2 3 4	○ P31	○ P54		○				○ P5
	つくば市高齢者運賃割引証 (交通政策課)	1 2 3 4	○ P31							
	高齢者運賃割引証 (総合交通政策課)	1 2 3 4		○ P52						○ P4
	いばらき身障者等用駐車場利用証 制度(障害者地域支援課・高齢福 祉課・子ども未来センター)	1 2 3 4	○ P32	○ P54						○ P5
	高齢者運転免許自主返納支援事業 (防犯交通安全課・各窓口セン ター)	1 2 3 4	○ P32	○ P55						○ P4
	高齢者電動アシスト自転車等購入 費補助事業(高齢福祉課)	1 2 3 4	○ P32	○ P55						○ P4
	高齢者等買物支援事業(移動スー パー)(高齢福祉課)	1 2 3 4	○ P31							○ P3
認 知 症 関 連	認知症疾患医療センター等の情報	1 2 3 4		○ P69			○			
	認知症初期集中支援チーム (地域包括支援課)	1 2 3 4	○ P34	○ P73			○			
	オレンジカフェ(認知症カフェ) (地域包括支援課)	1 2 3 4	○ P33	○ P74		○	○		○ P40	
	認知症本人・家族の交流の場(地 域包括支援課・他)	1 2 3 4		○ P74			○			
	認知症お困りごとメール相談(と よさと病院認知症疾患医療セン ター・地域包括支援課)	1 2 3 4	○ P34	○ P69						
	認知症サポーター関連 (地域包括支援課)	1 2 3 4	○ P34	○ P72						
	認知症高齢者等SOSネットワーク 事業(地域包括支援課)	1 2 3 4	○ P34	○ P75		○	○			○ P6
	グループホーム事業所	1 2 3 4	○ P53,54	○ P34	○ P29					
	認知症高齢者等個人賠償責任保険 (地域包括支援課)	1 2 3 4	○ P34	○ P75			○			○ P6

		不要 ← ————— → 要				ハート ページ	ミニ知識	サービス マップ	知ってお きたい 介護予防	認知症 あんしんガ イドブック	安心ささ える介護 保険	ツクバ ネ！	暮らしの 応援ガイ ドブック
		1	2	3	4								
介 護 予 防	傾聴ボランティア事業 （地域包括支援課）	1	2	3	4	○ P37	○ P59					○ P41	
	健康体操教室（いきいきプラザ）	1	2	3	4		○ P61					○ P4	
	シルバーリハビリ出前体操教室 （いきいきプラザ）	1	2	3	4		○ P61					○ P4	
	いきいき運動教室 （いきいきプラザ）	1	2	3	4		○ P61						
	元気はつらつ運動教室 （いきいきプラザ）	1	2	3	4		○ P62						
	つくば市介護支援ボランティア制 度（社協）	1	2	3	4		○ P58					○ P20	○ P7
	つくばボランティアセンター （社協）	1	2	3	4		○ P60					○ P25	
	フレイルサポート教室 （地域包括支援課）	1	2	3	4		○ P62		○				
	もっと知ろう！介護のこと （地域包括支援課）	1	2	3	4	○ P37	○ P62		○				
	つくば市出前講座 （生涯学習推進課）	1	2	3	4		○ P63						
	地域リハビリテーション活動支援 事業（地域包括支援課）	1	2	3	4		○ P63		○				
	地域支援事業・総合事業 （介護保険課、地域包括支援課）	1	2	3	4	○ P28,29							
	総合事業・訪問型サービスB、 サービスD（高齢福祉課）	1	2	3	4								○ P3、5
	訪問型短期集中予防サービス （地域包括支援課）	1	2	3	4		○ P63						
施 設 等	主な高齢者施設の特徴・施設情報	1	2	3	4	○ P49 54	○ P33 37	○ P23 29					
	つくば市近辺のケアハウス	1	2	3	4		○ P38	○ P25					
助 成 ・ 補 助	高齢者補聴器購入費補助 （高齢福祉課）	1	2	3	4	○ P31	○ P42						○ P1
	あん摩・マッサージ・指圧・はり 及びきゅう施術費助成 （高齢福祉課）	1	2	3	4	○ P30	○ P42						○ P2
	ねたきり高齢者理美容料助成 （高齢福祉課）	1	2	3	4	○ P30	○ P48						○ P2
	在宅高齢者布団丸洗い乾燥事業 （高齢福祉課）	1	2	3	4	○ P30	○ P48						○ P2
	高齢者文化芸術鑑賞助成事業 （高齢福祉課）	1	2	3	4	○ P37	○ 57						○ P1
	在宅要介護高齢者等紙おむつ購入 費助成（高齢福祉課）	1	2	3	4	○ P30	○ 48						○ P3
	いばらき高齢者優待制度（いばら きシニアカード）(高齢福祉課)	1	2	3	4	○ P37	○ P44						
情 報 提 供	民間賃貸住宅情報提供事業 （住宅政策課）	1	2	3	4	○ P36	○ P43						
	空家等対策事業（住宅政策課）	1	2	3	4	○ P36	○ P43						
	福祉用具貸与事業（自費） (各事業所)	1	2	3	4		○ P49						
	車いす貸出し事業（社協）	1	2	3	4	○ P37	○ P49						
	空家等を活用した地域交流拠点づ くり支援補助事業（住宅政策課）	1	2	3	4		○ 57					○ P44	

		不要 ← ————— → 要 1 2 3 4	ハート ページ	ミニ知識	サービス マップ	知ってお きたい 介護予防	認知症 あんしんガ イドブック	安心ささ える介護 保険	ツクバ ネ！	暮らしの 応援ガイ ドブック
相 談	高齢者・障害者のためのパソコン 相談（社協）	1 2 3 4		○ P60						
	こころの健康相談 （大穂保健センター）	1 2 3 4		P68						
そ の 他	介護マーク（配布）/ 高齢福祉 課・障害者地域支援課・地域包括 支援課	1 2 3 4	○ P37	○ P44						
	敬老祝金給付事業（高齢福祉課）	1 2 3 4		○ P51						○ P8
	長寿をたたえる事業 （高齢福祉課）	1 2 3 4		○ P51						
	敬老祝写真贈呈事業 （高齢福祉課）	1 2 3 4		○ P51						○ P8

表2 「地域で使いやすい・迷ったときに動ける」ことを重視し、新しく掲載を検討したらよいと思う事務局案

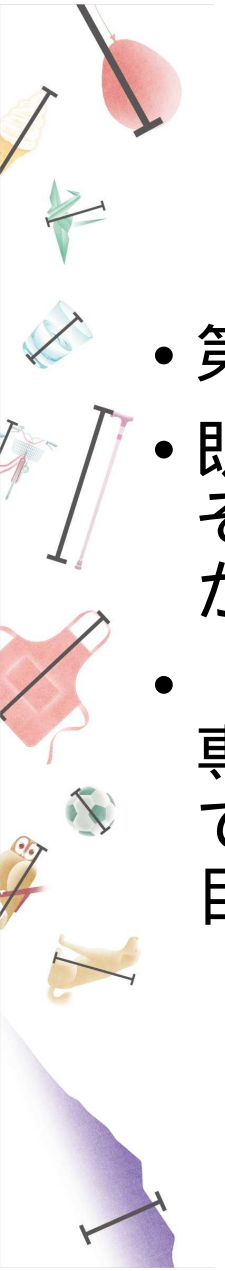
新 た に 載 せ る と 有 効 と 考 え る 事 務 局 案	関係者同士のつながり方	必要・不要・要検討	ふれあい相談員・民生委員・区会関係者・専門職の連携の仕方が分かるような、 相談の流れ・役割分担・つなぐ際のポイント・連携の考え方を掲載
	行政×民間の取組 見守り協定(高齢福祉課)	必要・不要・要検討	協定を結んでいる企業一覧を載せて、協定の概要・どんなときに役立つか・連携・ 活用の考え方を掲載
	行政×民間の取組 認知症SOSネットワーク事業(地域 包括支援課)	必要・不要・要検討	事業で連携している企業一覧を載せて、事業で連携している企業による見守りの対象 者、実施の考え方、関係者の動き方を掲載
	多職種連携のためのツール(地域包 括支援課)	必要・不要・要検討	情報共有や退院前、緊急時での専門職間の連携方法について掲載
	各圏域独自の取組やマップ等を掲 載できる余白のページ	必要・不要・要検討	各圏域での見守り部会や、各圏域で作成しているMAP、地域の会を掲載

令和 8 年度第 1 回つくば市 生活支援体制整備推進会議開催に向けて

R 8 年（2026年）7 月 9 日（木）

つくば市地域包括支援課





前回会議(令和7年度第2回) 要約

- 第1層（市全域）として取組むべき共通課題を「見守り」に決定。
- 既存の支援策が各部署・各団体でそれぞれに存在している。それらを一つにまとめた「見守りガイド（仮称）」の作成提案があった。
- 「見守りガイド(仮称)」作成と地域での活用方法の検討により、専門職、地域住民、民間企業等の多様な主体が冊子活用を通して「自分たちができること」を認識し、連携できる体制構築を目指す方針を確認した。

前回会議(令和7年度第2回) 各圏域の主な現状と課題

筑波

自然な見守りが残る一方、繋がりやの強さに依存傾向で、より一層の制度化や仕組み定着に期待

大穂

緩やかな見守りがあるが、担い手の高齢化や減少により、連携や孤立感による地域差が課題

豊里

世代間の交流企画を工夫しているが、ケアマネジャーと地域住民の接点不足が課題

谷田部西

防災と連動した見守りを行うも、無理なく行うために見守りを誰が担うかのイメージ共有が不足

谷田部東

新旧住民の混在による地域特性の違いや、オートロックマンションへの介入が困難

桜

マンションが多く、新旧住民の特性による地域差もあり、介入が難しい方への支援が困難

荃崎

活発な相談員活動は残るものの、情報共有の希薄化で、公的サービスに繋がる前の支えが求められる



前回会議(令和7年度第2回) 市内全域の課題や解決策の整理

分類	主な課題	解決策の整理	1層SCの整理
1 . 地域特性・環境	都市部（マンション等）での訪問困難、新旧住民の地域差	管理会社・管理組合との連携模索、警察官の戸別訪問、交流機会の創出	・(市内全域の課題とは言い難く) 今回は各圏域で、必要に応じてSCとも協働 ・「見守りガイド(仮称)」に各地域独自の取組など、優良事例の掲載を検討
2 . 担い手の不足・高齢化	担い手不足と高齢化、特定の人への負担集中、男性の参加率	「できる時に、できる人がやる」緩やかな見守りの提唱、情報交換の場の構築	・緩やかな見守り、気かけの在り方について協議体で改めて考察 ・個人情報の課題は、支援会議やクイックケア会議などの活用を検討
3 . 制度・情報運用	情報が縦割り、個人情報情報の壁、早期介入の難しさ	統合冊子の作成、いざという時の情報共有、さりげない見守りによる早期把握	・冊子作成に向けて準備を進める(最初に1層SCが整理) ・協議体で、専門職と地域住民の連携について協議
4 . 民間連携	担い手不足への多様な主体の活用	「キーステーション」(コンビニ等)の活用、配達事業者との連携、民間スペース開放	・SOSネットワーク協力事業所や見守り協定の状況を整理。(最初に1層SCが整理)協議体を通じた企業との連動について検討



今後の方向性・お願いへのつながり

• 協議について

前回会議で話合いが十分にできなかった課題について、引き続き協議を進めていきます。

そのため、別添3「福祉等専門職と地域住民の連携についてご意見のお願い」を記入いただき会議当日にご持参ください。

• 見守りガイドについて

会議当日、ご意見を頂戴するためのお願いと、見守りに関する既存の冊子の状況を整理した資料を共有させていただきます。

でお願いするご意見を参考に、今後1層SCが素案を作成します。

令和8年度第2回の会議で専門職の目線でご意見をいただき、令和8年度第3回の会議で委員の皆様を含めた第1層協議体のメンバーで素案の内容や使い方について協議することを予定しています。

福祉等専門職と地域住民の連携について ご意見のお願い

前回の協議を踏まえ、令和8年度第1回の協議では見守りを促進するための「福祉等専門職と地域住民の連携」の課題について検討を進めていきます。

この質問票は、当日の意見交換の参考とするためのものですが、協議終了後に回収させていただく予定です。なるべく簡潔にご記入ください。

1. 福祉等専門職と地域住民の連携について、必要だと感じる場面は具体的にどのような時ですか？

可能な範囲で具体的にご記入ください

例. 支援対象者の状況、連携が求められる場面、必要な連携先など

--

2. 福祉等専門職と地域住民の連携について、連携の中で特に大切だと思うことや工夫すべきことは何ですか？

--

3. 福祉等専門職と地域住民の連携について、現在の連携でうまくいっていること、または改善したいことはありますか？

--

4. 福祉等専門職と地域住民の連携について、協議で話したいことや質問があればご記入ください。

--

【ご記入者について】

氏名: _____

所属・役職: _____

事前配布資料【別紙3】

【記入のお願い】

- ・要点のみの記載でも問題ありません。
- ・御不明点は担当までお気軽にご相談ください。

第1層生活支援コーディネーター 打越・竹林

または

つくば市地域包括支援課 地域連携係 打越・飯田・竹林

連絡先:029 - 883-1111(内線 1243)
